

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年1月27日
【会社名】	リニューアブル・ジャパン株式会社
【英訳名】	Renewable Japan Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞邊 勝仁
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	常務執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【電話番号】	03-6670-6644
【事務連絡者氏名】	常務執行役員財務経理本部長 池田 栄進
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第12回新株予約権) その他の者に対する割当 243,900円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 45,603,900円 (第13回新株予約権) その他の者に対する割当 258,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 75,858,000円 (注) 1. 本募集は本届出書提出日に開催された当社取締役会決議に基づき、インセンティブの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	900個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	243,900円
発行価格	新株予約権1個につき271円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2023年2月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リニューアブル・ジャパン株式会社管理本部 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
払込期日	2023年3月1日
割当日	2023年3月1日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 三田通支店 東京都港区芝5丁目28-1

(注) 1. 第12回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、2023年1月27日に開催された当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われなざることとなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リニューアブル・ジャパン株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1. の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金504円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2. の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	45,360,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2024年 4 月 1 日から2027年 3 月31日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 リニューアブル・ジャパン株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 三田通支店 東京都港区芝 5 丁目28-1
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。 2. 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

	<p>5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>3. 本新株予約権者は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が15,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>

	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券（第13回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	258,000円
発行価格	新株予約権1個につき172円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2023年2月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	リニューアブル・ジャパン株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
払込期日	2023年3月1日
割当日	2023年3月1日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 三田通支店 東京都港区芝5丁目28-1

- (注) 1. 第13回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、2023年1月27日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 目的となる普通株式に係る振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	リニューアブル・ジャパン株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	150,000株 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記（注）1 . の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金504円とする。 ただし、行使価額は下記（注）2 . の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	75,600,000円 （注） 当該金額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2024年 4 月 1 日から2029年 3 月31日（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 . 新株予約権の行使請求の受付場所 リニューアブル・ジャパン株式会社 管理本部 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号 2 . 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3 . 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 三田通支店 東京都港区芝 5 丁目28-1
新株予約権の行使の条件	1 . 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人（執行役員を含む。以下同じ。）又は社外協力者である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員、使用人又は社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が認めた場合にはこの限りではない。 2 . 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。 1 禁錮刑以上の刑に処せられた場合 2 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。） 3 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合 4 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

	<p>5 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合</p> <p>6 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合</p> <p>7 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合</p> <p>8 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合</p> <p>9 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合</p> <p>3. 本新株予約権者は、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>3. 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p>

	<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の条件」に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権の譲渡制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。</p> <p>(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

３【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
121,461,900	4,900,000	116,561,900

（注）１．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（501,900円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（120,960,000円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額 （円）	行使に際して出資される財産の価額の 合計額（円）
第12回新株予約権	243,900	45,360,000
第13回新株予約権	258,000	75,600,000
合計	501,900	120,960,000

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

３．発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用等の合計額であります。

４．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（２）【手取金の使途】

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社又は当社子会社の取締役等の役員、執行役員、従業員及び社外協力者（以下「当社又は当社子会社の従業員等」といいます。）の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者である株式会社山田エスクロー信託から本新株予約権の交付を受けた当社又は当社子会社の従業員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当期間までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	株式会社山田エスクロー信託
本店所在地	神奈川県横浜市西区北幸1丁目11番15号 横浜S Tビル15階
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 篠笛 弘一
資本金	2億円
事業の内容	管理型信託業務、兼業業務、第二種金融商品取引業
主たる出資者及びその出資比率	山田 晃久 100%

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（注） 提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

< 信託の内容 >

当社は、当社又は当社子会社の従業員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与したいという当社代表取締役社長である眞邊勝仁（以下「本委託者」といいます。）の発案を受け、今般、受託者である株式会社山田エスクロー信託（以下「本受託者」といいます。）との間で新株予約権にかかる金銭信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結し、本信託を活用したインセンティブプラン（以下「本インセンティブプラン」といいます。）を導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社又は当社子会社の従業員等のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社又は当社子会社の従業員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社又は当社子会社の従業員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社又は当社子会社の従業員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者が本受託者に対してその手許資金を信託拠出し、本受託者が本新株予約権の総数を引受けるとともに信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払い込むことで、本新株予約権を取得します。そして、本受託者が取得した本新株予約権は、2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が15,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日、及び、2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日（以下、総称して「交付日」といいます。）において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社又は当社子会社の従業員等に分配されることとなります。（詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。）

当社は、交付日において、受益者を、本新株予約権の分配方法が規定されるポイント付与規程（以下「ポイント付与規程」といいます。）に従って指定します。

当社の定めるポイント付与規程では、当社の取締役及び当社の取締役が適切と認められた者（本日時点における任意の諮問機関である「指名報酬委員会」の構成員）によって構成される評価委員会が 半期ごとの成果評価に基づくインセンティブ、 当社の成長に大きく貢献するアクション等に対する特別インセンティブという交付目的ごとに、定められた頻度で当社又は当社子会社の従業員の評価を行い、ポイントを仮に付与していくものとされており、評価委員会は、信託期間中に評価委員会によって当社又は当社子会社の従業員等に対して仮に付与されることとなったポイント数を参考に、最終的に受益者及びその者に交付すべき本新株予約権の個数を決定、本受託者に通知することとされ、これにより、交付日に本受託者から受益者に対して本新株予約権が交付されることとなります。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず将来採用される当社又は当社子会社の従業員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するものであります。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、当社又は当社子会社の従業員等の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、発行後に入社する当社又は当社子会社の従業員等との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、本受託者に対して発行された本新株予約権を、当社又は当社子会社の従業員等の貢献期待値に応じて、公平に分配することが可能であり、将来採用される当社又は当社子会社の従業員等に対しても本新株予約権を分配することが可能となるほか、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。また、本インセンティブプランでは、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社又は当社子会社の従業員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

当社は、このように本インセンティブプランを活用することにより、当社の現在及び将来の当社又は当社子会社等の従業員のいずれもが当社において待遇に関して不公平を感じることなく、当社の結束力及び一体感を高め、より一層意欲及び士気を向上させてくれるものと期待しております。

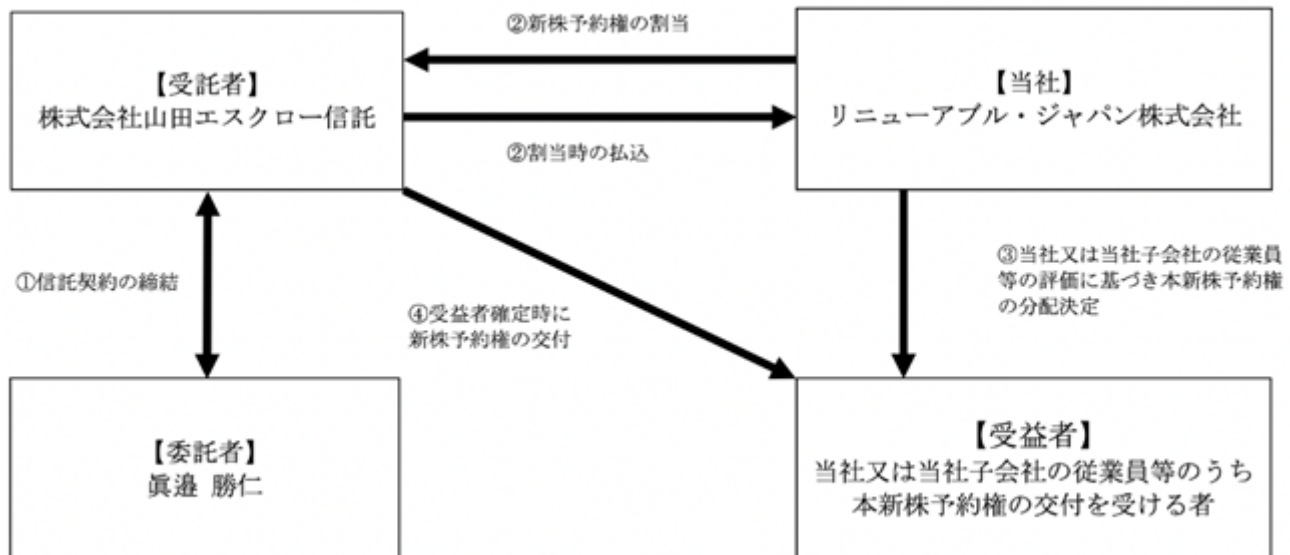
さらに、本新株予約権には、調整後EBITDAに関する業績達成条件（15,000百万円、20,000百万円）が定められており、これにより当社又は当社子会社の従業員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

< 本信託の概要 >

名称	新株予約権にかかる金銭信託契約
委託者	眞邊 勝仁
受託者	株式会社山田エスクロー信託
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者（受益者確定手続を経て特定されるに至りません。）
信託契約日 （信託期間開始日）	2023年2月 日
信託期間満了日 （本新株予約権の交付日）	契約書番号1：2023年12月期から2025年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が15,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日 契約書番号2：2023年12月期から2027年12月期のいずれかの事業年度における当社の連結決算書上の損益計算書における調整後EBITDA（営業損益の額に減価償却費、のれん償却額及び株式報酬費用を加算した額）が20,000百万円に達した事業年度の最終日から3ヶ月が経過する日
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
受益者適格要件	本信託契約に基づき、交付時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための基準は、信託契約日に定められる予定のポイント付与規程に規定されております。ポイント付与規程とは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社又は当社子会社の従業員等の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社はポイント付与規程に従って当社又は当社子会社の従業員等の業績を評価し、本新株予約権の分配を行います。その内容は、上記< 信託の内容 >記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



本委託者である真邊勝仁が本受託者である株式会社山田エスクロー信託との間の本信託契約に基づき本受託者へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。

当社は、本受託者に対して本新株予約権を発行し、本受託者は、上記で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受けます。そして、本新株予約権を引き受けた本受託者は、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。

当社は、ポイント付与規程の定めに従い、人事評価期間中の当社への貢献度等から予測される将来の貢献期待値に応じて、当社又は当社子会社の従業員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。

本信託の信託期間満了時に、受益者が確定し、本受託者が保管していた本新株予約権が受益者に分配されます。

本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

c. 割当予定先の選定理由

当社が、株式会社山田エスクロー信託を本新株予約権の割当予定先として選定した理由は、以下のとおりであります。

まず、本インセンティブプランを実現するためには、信託を組成し、当該信託の受託者となる者を割当予定先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事務手続を行うこととなります。当社は、株式会社山田エスクロー信託が管理型信託会社として金銭信託を中心に、有価証券信託に知悉していること等を総合的に判断した結果、株式会社山田エスクロー信託を受託者として信託の管理事務手続を委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は240,000株、そのうち第12回新株予約権にかかわるもの90,000株、第13回新株予約権にかかわるもの150,000株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先である本受託者は、本信託契約及びポイント付与規程に従い、本新株予約権を交付日まで保有し、交付日が到来した際には、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者に交付することとなっております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、委託者である眞邊勝仁が本新株予約権の発行価額に相当する資金を保有していることを預金通帳の写しを入手することにより2023年1月20日に確認しております。また、今後追加での資金拠出が発生する場合についても払込みの対応に問題が無い旨を口頭で確認しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても自に専門の調査機関（株式会社日経新聞社、東京都千代田区、代表取締役社長 長谷部剛）により提供されるデータベースを参照し、割当予定先が反社会的勢力等とは関係がない点を確認しており、また、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である茄子評価株式会社に本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の回数ごとに、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ式によって算出した結果、第12回新株予約権については1個当たり271円に、第13回新株予約権については1個当たり172円と算出しております。

なお、本新株予約権の発行価格に関しては、以下のブラック・ショールズの公式により業績条件の設定されていない新株予約権の時価評価額を算出し、それに過去の売上高・EBITDAの回帰式及び標準正規分布に基づく乱数により算出した業績条件の達成確率を乗じることにより、本新株予約権の時価評価額を算出しています。

$$C = \exp(-qt)S_0N(d_1) - \exp(-rt)kN(d_2)$$

$$d_1 = \frac{\log\left(\frac{S_0}{k}\right) + \left(r - q + \frac{1}{2}\sigma^2\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

C （新株予約権の時価評価額）

S_0 （評価基準日時点の株価）：評価基準日における東京証券取引所株価終値504円

k （権利行使価格）：本新株予約権の発行条件である504円

q （予定配当率）：2021年12月期の配当額を参照し0%（年率）

r （無リスク金利）：予想残存期間に対応する期間の国債利回りとして、第12回新株予約権は4年国債利回りである0.08%（年率）、第13回新株予約権は6年国債利回りである0.26%（年率）

σ （株価変動性）：類似上場企業の、予想残存期間に対応する過去期間における株価終値から算出した株価変動性（年率）の平均値として、第12回新株予約権は26.93%、第13回新株予約権は25.55%

t （予想残存期間）：権利行使可能期間の中央までの年数として、第12回新株予約権は4.18年、第13回新株予約権は6.18年

N （標準正規分布の分布関数）

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である、第12回新株予約権については1個当たり271円に、第13回新株予約権については1個当たり172円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（2022年12月23日）の東京証券取引所における普通取引の終値504円を参考として、当該終値と同額の1株504円に決定いたしました。

当社は上記算定根拠に照らして発行価額が割当先に対する有利発行には該当しないと判断しました。

さらに、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は240,000株（議決権数2,400個）であり、2022年6月末日現在の当社発行済株式総数28,876,790株（議決権数288,732個）を分母とする希薄化率は0.83%（議決権の総数に対する割合は0.83%）に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに当たり、当社又は当社子会社の従業員等の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。本件による希薄化率は0.83%であり信託スキームを利用したストックオプション交付の他社事例等を勘案して希薄化の規模は合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有議決権 数	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の所有 議決権数	割当後の総 議決権に対 する所有議 決権数の割 合(%)
株式会社H&Tコーポレーション	東京都港区虎ノ門四丁目3番 20号神谷町MTビル14階	10,640,000	106,400	36.85	10,640,000	106,400	36.24
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21- 1	4,874,000	48,740	16.88	4,874,000	48,740	16.60
ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1-2	2,200,000	22,000	7.62	2,200,000	22,000	7.49
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁 目6-16	2,200,000	22,000	7.62	2,200,000	22,000	7.49
Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. (常任代理人 SMBC日興証券 株式会社)	NO. 555 DONG CHUAN ROAD, THE SECOND BUILDING, SUITE 2042, MINHANG DIST. SHANGHAI 200241 P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内一丁 目5-1)	2,000,000	20,000	6.93	2,000,000	20,000	6.81
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,621,200	16,212	5.61	1,621,200	16,212	5.52
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	800,400	8,004	2.77	800,400	8,004	2.73
眞邊 勝仁	東京都港区	610,000	6,100	2.11	610,000	6,100	2.08
ヤン パン (常任代理人 SMBC日興証券 株式会社)	SHANGHAI, CHINA (東京都千代田区丸の内一丁 目5-1)	296,000	2,960	1.03	296,000	2,960	1.01
三菱UFJキャピタル5号投 資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3-4	250,000	2,500	0.87	250,000	2,500	0.85
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1-1	250,000	2,500	0.87	250,000	2,500	0.85
	-	25,741,600	257,416	89.14	25,741,600	257,416	88.41

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年6月末日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、2022年6月末日現在の所有議決権数を、同日現在の総議決権数に第12回及び第13回新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てして算出しております。

4. 第12回及び第13回新株予約権に関わる本スキームの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者が確定していないことから、受益者は「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」には表示しておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期
決算年月		2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高	(千円)	20,600,837	22,276,045	15,950,856
経常利益	(千円)	315,721	731,546	990,726
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	250,141	462,784	529,953
包括利益	(千円)	277,010	498,684	587,565
純資産額	(千円)	4,561,033	6,315,927	14,097,815
総資産額	(千円)	55,368,593	63,392,900	119,766,011
1株当たり純資産額	(円)	177.39	227.65	374.03
1株当たり当期純利益	(円)	12.18	19.20	20.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	19.28
自己資本比率	(%)	7.40	9.27	8.88
自己資本利益率	(%)	8.35	9.28	6.42
株価収益率	(倍)	-	-	83.49
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	12,609,543	6,729,569	18,607,274
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	389,925	1,323,085	4,024,468
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	20,189,100	7,972,609	28,742,931
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	12,205,990	12,056,085	18,159,685
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	209 (-)	234 (-)	269 (-)

(注) 1. 当社は第9期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第9期及び第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

7. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の連結計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の連結財務諸表の数値と定時株主総会において承認された連結計算書類の数値が一部異なっております。

8. 第9期、第10期及び第11期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	5,643,321	7,456,256	8,754,365	13,324,831	7,055,416
経常利益 (千円)	500,115	1,407,236	518,667	202,455	1,142,844
当期純利益 (千円)	630,360	606,888	508,890	581,402	371,676
資本金 (千円)	687,725	687,725	1,607,975	2,109,525	4,273,310
発行済株式総数 (株)	19,022,000	19,022,000	23,112,000	25,812,000	28,420,910
純資産額 (千円)	1,562,889	2,236,644	4,608,338	6,196,997	10,897,306
総資産額 (千円)	13,192,795	16,446,025	25,287,015	27,858,838	52,728,972
1株当たり純資産額 (円)	82.16	117.58	199.39	240.08	383.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	34.97	31.90	24.78	24.13	14.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	13.52
自己資本比率 (%)	11.85	13.60	18.22	22.24	20.67
自己資本利益率 (%)	63.53	31.95	14.87	10.76	4.34
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	119.04
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	117 (-)	147 (-)	183 (-)	211 (-)	248 (-)
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	2,500
最低株価 (円)	-	-	-	-	1,617

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第7期から第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 当社株式は2021年12月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第11期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

6. 第7期から第10期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 臨時雇用者数が、従業員の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

8. 第10期において第9期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による累積的影響額を第10期の計算書類における期首の純資産額に反映させた結果、誤謬の訂正による修正再表示を反映している第9期及び第10期の財務諸表の数値と定時株主総会において承認された計算書類の数値が一部異なっております。

9. 第9期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第7期及び第8期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 2021年12月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第7期から第11期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2021年12月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

- 2012年1月 東京都港区赤坂にリニューアブル・ジャパン株式会社を設立
- 2016年2月 インフラファンドの投資運用事業を目的として、東京都港区虎ノ門にアールジェイ・インベストメント株式会社を設立
- 2017年3月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人が、株式会社東京証券取引所インフラファンド市場に上場
- 2017年8月 東急不動産株式会社と再生可能エネルギー事業領域における資本業務提携契約を締結
- 2018年11月 小売電気事業者である株式会社みらい電力の株式を取得
- 2019年12月 JXTGエネルギー株式会社（現ENEOS株式会社）と再生可能エネルギー事業領域における資本業務提携契約を締結
- 2020年3月 東急不動産株式会社へ発行済株式の100%を保有するアールジェイ・インベストメント株式会社の株式の一部を譲渡
- 2020年7月 関西電力株式会社と再生可能エネルギー事業領域における資本業務提携契約を締結
- 2021年12月 東京証券取引所マザーズに株式を上場
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、マザーズ市場からグロース市場に移行
- 2022年6月 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、開発、EPC（設計／調達／建設）、資金調達・案件売却、アセットマネジメント（以下、AMといたします。）、オペレーション&メンテナンス（以下、O&Mといたします。）発電の再生可能エネルギーに関する事業全般を一気通貫で提供しております。

当社グループは、再生可能エネルギー発電所を開発し、当社（当社が匿名組合出資を行う合同会社等を含みます。）が保有し発電事業による売電収入を得るとともに、当社が投資家を募り組成する私募ファンド（以下「私募ファンド」といいます。）に売却することで、AM業務及びO&M業務を受託するビジネスモデルを構築しています。

なお、当社グループは、FIP制度（Feed in Premium制度）の導入、出力抑制の実施地域の拡大及び積雪の増加等の環境変化を踏まえ、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人を非公開化した上で、その保有する再生可能エネルギー発電所を当社グループが保有することを目的として、金融商品取引法に基づき同投資法人の発行済投資口の全てを対象とする公開買付けを行いました。当該公開買付けの結果、当社グループは同投資法人の発行済投資口の73.26%を2022年6月30日付で取得しており、同年8月9日開催の臨時投資主総会において、発行済投資口の全ての取得を目的として投資口併合を行い、同投資法人の投資口は同年8月22日をもって上場廃止となっております。なお、当該投資口併合は同年8月24日をもって効力発生しており、今後同投資法人の全発行済投資口の取得の手続きを進める予定です。これに伴い、当社グループは同投資法人の保有する合計55件、109.2MWの物件を保有することとなりました。本買付により、これらの物件について機動的かつ効率的な運用が可能になると共に、当社グループの再生可能エネルギー発電事業における物件数が増加することで当社グループとしても、安定的な収益の拡大が見込まれるものと考えております。

当社グループは2022年9月30日現在において、再生可能エネルギー事業の単一セグメントとなっており、連結子会社24社・持分法適用関連会社2社を中心に構成されております。

開発

当社グループは当社の地域拠点を活用することで、地域に根差した情報収集力を発揮して開発案件の情報を収集しています。具体的には地権者、地方公共団体、金融機関や機関投資家等から再生可能エネルギー発電所候補地に関する情報を得たのち、土地の広さや形状、日射量等様々なデータを確認し、再生可能エネルギー発電所としての適性や電力会社への効率的な接続の可能性等を検証しています。

事業性の検討段階では様々なデータに基づき、具体的な収益予想、開発コストの最適化、投資シミュレーション等、候補地に再生可能エネルギー発電所を建設した場合の事業性の分析を行っています。さらに実地調査を行い、開発を妨げる様々なリスクを検証し、事業性に適うと判断したプロジェクトについては、基本計画を立て、関係各省庁、地方公共団体や電力会社等と具体的な協議を行い、必要な許認可の申請を行うとともに、地域と円滑なコミュニケーションを取れるような体制を構築しています。当社は、地方公共団体等が保有する山林等遊休地の利活用による地域振興と雇用拡大、再生可能エネルギーの普及・啓発等を目的とした立地協定を複数の地方公共団体と締結しています。また、地域拠点を設置し、発電所の安定的な運営、維持・管理を行っております。当社の案件開発/取得の実績は、2022年9月30日現在、設備容量合計908.8MW（売却済みの発電所を含みます。）となっております。

EPC（設計／調達／建設）

当社は、特定建設業の許可を取得しており、EPCの実績及びノウハウを豊富に有しています。EPC事業とは、再生可能エネルギー発電設備の設計（Engineering）、再生可能エネルギー発電設備の工事部材調達（Procurement）及び再生可能エネルギー発電設備の建設（Construction）を行う事業をいいます。当社は、発電設備の設計、部材の調達、協力企業の選定・調整、建設期間中の進捗・品質管理を独自で行うための体制を整えています。当社のEPC事業の実績は、2022年7月31日現在、設備容量合計46.1MWとなっております。

資金調達・案件売却

当社は、当社グループが開発した発電所又は取得した発電所の一部を、私募ファンドに売却することで売却収益を得ています。また、当社は第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業の登録を受けており、再生可能エネルギー発電所の開発のフェーズ毎のリスクや資金調達マーケットの状況に応じて、自己資金や借入れのみならず、投資家を募り私募ファンドの組成等を含む多様な手法による資金調達・案件売却を行っております。

再生可能エネルギー発電事業を行うための資金調達として、従来型のプロジェクトファイナンス（ノンリコースローン）や、メザニンファイナンスに加えて、再生可能エネルギープロジェクトボンドを発行し、資本市場から開発資金を調達しています。当社は2017年4月から2022年7月までの期間において合計11件、902億円のプロジェクトボンドを発行しております。また2019年以降は、株式会社格付投資情報センターよりグリーンボンド格付の中で5段階中最上位の評価であるGA1を取得し、資本市場に対してグリーン投資機会を提供しております。また、2017年4月から2022年7月までの期間における当社のプロジェクトボンドの発行シェア（金額ベース）は31%で第1位となっております（出典：日本証券業協会「証券化市場の動向調査」より当社集計）。

AM

当社は、再生可能エネルギー発電所の保有形態として、自社で直接保有する他、SPCにて保有する場合があります。その場合、当社は、SPCが保有する再生可能エネルギー発電所の管理運営、収支管理、レポート作成、その他事務手続等のAM業務を行っています。更にSPCのAM業務に加え、当社が組成した私募ファンド等のAM業務も受託しております。当社のAM業務の受託発電所設備容量合計は、2022年7月31日現在、749.8MWとなっております。

O&M

全国の地域拠点を活用し、再生可能エネルギー発電所の運転開始後の管理運営等のO&M業務を行っています。当社グループでは、基本的には再生可能エネルギー発電所を開発した地域に地域拠点を設置し、地元出身の社員が常駐することにより、再生可能エネルギー発電所のO&M業務を実施しております。

O&M業務は、運転状況の確認や巡視、稼働実績の報告、草刈り、法令等で定められた申請・報告等を実施しており、また事故等発生時の緊急対応・関係者への連絡等を実施しております。これらの業務に関しては、地域と円滑なコミュニケーションをとれる体制を構築することにより、適切に業務を行っています。全国の地域拠点と開発業務やEPC業務における知見を活用し、コスト削減とクオリティ向上に努めることで、当社グループ以外からO&M業務を受託している実績もあります。

当社におけるO&M業務の受託発電所設備容量合計は、2022年9月30日現在、1,151.1MWとなっております。うち、外部開発案件の設備容量合計は529.9MWとなっております。

発電

2022年9月30日時点で、稼働済みの発電所のネット設備容量（注）は361.3MWです。（日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の公開買付けに伴い100%保有となる予定である当社グループが日本再生可能エネルギーインフラ投資法人から取得した太陽光発電所55物件を含めております。）

（注）ネット設備容量は、設備容量に当社グループの持分割合を乗じたものです。

< 事業系統図 >

当社グループに所属する各社の役割は、以下のとおりです。

当社（リニューアブル・ジャパン株式会社）

当社が設立あるいは他社から譲受したSPC(注)に帰属する再生可能エネルギー発電所の開発・運営の実行主体であり、事業用土地の仕入・造成、発電所の設計・調達・建設、運営、資金調達のアレンジメント等を行っております。

アールジェイ・インベストメント株式会社

金融商品取引法上の金融商品取引業者として、投資運用業務を主たる事業としています。日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の投資運用業務を受託しておりますが、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人は上述の通り、非公開化されております。

日本再生可能エネルギーオペレーター匿名組合事業

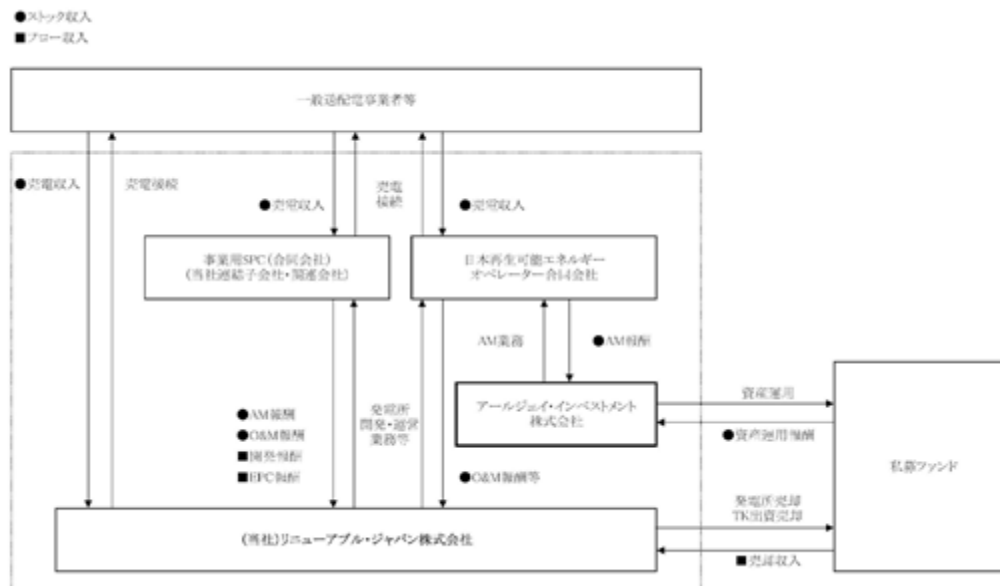
アールジェイ・インベストメント株式会社が投資運用業務を受託している日本再生可能エネルギーインフラ投資法人が保有する再生可能エネルギー発電所を賃借し、発電事業を行うことを主たる事業としていますが、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人は上述の通り、非公開化されております。

その他関係会社（事業用SPC）

当社は関係会社として、再生可能エネルギー発電所の開発案件毎にSPC(注)を設立している場合があります。当該SPCは事業者として金融機関からの資金調達やEPC事業者との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電所を建設、運営することを主たる事業としています。

(注1) SPC (Special Purpose Company) とは、特別目的会社のことをいい、企業が不動産など特定の資産を当該企業の信用リスクから切り離し、その特定の資産やプロジェクトのためだけに作られる会社です。当社の場合、再生可能エネルギー発電所を開発又は取得する場合にSPCを設立する場合があります。SPCが保有する資産やプロジェクトから生じるキャッシュ・フローを前提に、金融機関からの借入れに限らず、プロジェクトボンドを発行するなど、多様な資金調達が可能となる等のメリットがあります。

(注2) 株式会社みらい電力が行ってまいりました小売電気事業は、2022年4月9日以降リニューアブル・ジャパン株式会社が継承しております。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容 (注) 1	議決権の 所有割合 (注) 2	関係内容
(連結子会社)					
アールジェイ・ インベストメント 株式会社	東京都港区	250,000	再生可能 エネルギー事業	66.6% (注) 8	役員の兼任あり。
日本再生可能 エネルギーオペレーター 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社とオペレーター業務委 託契約を締結している。
サクシード四日市山田 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
多治見北小木 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
一関大東匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	100.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
赤芝水力発電株式会社	東京都港区	9,500	再生可能 エネルギー事業	95.2%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
合同会社RJエネルギー 新潟阿賀野(注) 3	東京都港区	100	再生可能 エネルギー事業	51.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。 当社と発電所運営管理契約 を締結している。
他17社 (注9)					
(持分法適用関連会社)					
ルーフエナジー 匿名組合事業	東京都港区	-	再生可能 エネルギー事業	40.0%	当社とアセットマネジメン ト契約を締結している。
他1社					
(その他の関係会社)					
東急不動産 ホールディングス 株式会社(注) 7	東京都渋谷区	77,562,030	グループ 経営管理事業	被所有 17.15% (17.15%)	-
東急不動産株式会社	東京都渋谷区	57,551,699	都市事業 住宅事業 ウェルネス事業 インフラ・イン ダストリー事業 海外事業 不動産ソリュー ション	被所有 17.15%	役員の兼任あり。

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄において、セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権の所有割合」欄において、株式会社については議決権の所有割合、合同会社及び匿名組合事業については出資割合を記載しております。また、()内は、間接出資割合で内数であります。
3. 当社と匿名組合契約を締結しております。
4. 第11期連結会計年度における連結売上高に占める売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の割合が10%を超えている連結子会社の主要な損益情報等は次のとおりです。
- (1) 日本再生可能エネルギーオペレーター匿名組合事業
- | | |
|-------|-------------|
| 売上高 | 4,376,558千円 |
| 経常利益 | 92,909千円 |
| 当期純利益 | 92,909千円 |
| 純資産額 | 1,364,755千円 |
| 総資産額 | 1,381,817千円 |
- (2) 株式会社みらい電力
- | | |
|-------|-------------|
| 売上高 | 1,660,901千円 |
| 経常損失 | 326,195千円 |
| 当期純損失 | 326,494千円 |
| 純資産額 | 312,473千円 |
| 総資産額 | 1,062,671千円 |
5. 合同会社RJエネルギー新潟阿賀野他4社は新たに匿名組合出資持分の取得等により連結の範囲に含めております。
6. 持分法適用の関連会社でありました吉高鈴ヶ沢匿名組合事業他2社は、第11期連結会計年度において、匿名組合出資持分の追加取得により、連結子会社となったこと等により、持分法適用の範囲から除外しております。
7. 有価証券報告書を提出しております。
8. 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の公開買付けによる非公開化に伴い、アールジェイ・インベストメント株式会社の株式の取得を行い、2023年1月27日現在の議決権の所有割合は、100.0%になっております。
9. 2022年9月スペイン王国における再生可能エネルギー事業のためRencoba Energias Alternativas, S.L.の出資持分の全額を取得し、連結の範囲に含めています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数
再生可能エネルギー事業	274
合計	274

- (注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
- 2．従業員数が最近1年間で20名増加したのは、事業規模拡大に伴う新規採用によるものであります。
- 3．当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2022年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
260	47.3	3.1	7,002,893

- (注) 1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
- 2．従業員数が最近1年間で18名増加したのは、事業規模拡大に伴う新規採用によるものであります。
- 3．当社の事業は、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、2023年1月27日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、代表取締役社長 眞邊勝仁が、2011年3月11日に発生した東日本大震災の際に被災地を訪れ、太陽光で稼働する浄水設備を届けたことをきっかけに、2012年に創業いたしました。当社グループは「持続可能なエネルギーを届け、生き生きと暮らせる未来を実現します」というビジョンの下、これを実現するために以下の3つのミッションを掲げて事業を行っております。

クオリティの高い再生可能エネルギー発電所をつくり、安全に運営します

金融のノウハウを活かし、再生可能エネルギーをひろげます

再生可能エネルギーで地域社会を元気にします

(2) 経営環境

再生可能エネルギー事業を取り巻く状況

当社グループが位置する再生可能エネルギー事業は、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の締結を契機に脱炭素化に向けた取り組みが世界的な潮流となっており、日本を含む150ヶ国以上の国がカーボンニュートラルを表明しています。日本においては、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとし、カーボンニュートラルの実現を目指すこと、そのために、省エネルギーを徹底し再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、規制改革等の政策を総動員しグリーン投資の更なる普及を進めること等が宣言されました。また、2021年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、2030年度の再生可能エネルギーの電源構成の占める割合は、従来の第5次エネルギー基本計画の22～24%から36～38%へと1.5倍以上に引き上げられました。

再生可能エネルギー導入に対する政府の支援姿勢は継続しており、今後も再生可能エネルギー市場はより一層拡大していく見通しです。

再生可能エネルギーにおける太陽光発電の市場規模

日本国内における太陽光発電の市場規模は、資源エネルギー庁「2050年カーボンニュートラルの実現に向けた検討」及び「第6次エネルギー基本計画」によると、日本の太陽光発電導入量は、2019年度の55.8GWから2030年度には103.5～117.6GWとなる見込みであり、2019年度の導入量の約2倍の市場に拡大する見込みです。また、これまで太陽光発電所の開発は固定価格買取制度（以下「FIT制度」といいます。）に基づき開発されてまいりましたが、今後はFIP制度（Feed in Premium制度）に基づく開発及びNon-FIT開発が中心になってきます。

FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大とFIP制度・Non-FITへの移行

FIT制度は、日本のエネルギー自給率が低水準であること及び温室効果ガスの削減を主たる目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づき2012年7月より開始しました。FIT制度は、太陽光発電等再生可能エネルギー電源で発電した電気を国が定める期間、固定価格で送配電事業者が買い取ることを義務付ける制度です。FIT制度は長期的に安定した収益が得られるため、主に太陽光発電所を中心に急速に拡大しました。一方で、FIT制度に基づく再生可能エネルギーによる発電の普及が進むにつれ電力の買取も増加し、国民負担となる再エネ賦課金が大きくなってきました。そこで、2022年4月1日より施行された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下「エネルギー供給強靱化法」といいます。）」では、FIT制度に加え、新たに市場価格にプレミアムを上乗せして交付する制度であるFIP制度が創設されます。FIP制度は、再生可能エネルギーのFIT制度からの自立化、卸電力取引市場への統合、国民負担の抑制を図ることを主たる目的としています。

また、「Non-FIT」による再生可能エネルギーの普及も期待されており、Non-FITの場合は、発電した電力を電力卸市場にて取引することや相対で買取価格・契約期間を決めることができます。当社グループは、FIT制度に依存しない再生可能エネルギー電源の普及・拡大に向け、発電した電力・環境価値を事業会社等へ販売します。

（３）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

安定と成長の両立を目指したビジネスモデルの更なる強化

当社グループは、当社グループのバランスシートをコントロールしつつ、再生可能エネルギー発電所の自社保有による発電事業の拡大と、私募ファンドへの再生可能エネルギー発電所売却による売却収入、AM・O&M収入の拡大を目指しています。これを実現するためには、再生可能エネルギー発電所の新規開発とセカンダリーマーケットからの稼働済案件の取得を継続して実行することに加えて、再生可能エネルギー発電所の売却先である私募ファンド等が円滑に資金調達できること及び安定した管理運営が必要とされます。当社グループは、再生可能エネルギー発電所の開発から売電まで一気通貫で手掛けることができる強みを活かし、このビジネスモデルを強化することで当社及び私募ファンドの成長を図ります。

電源の多様化への取り組み

現在、当社グループは日本国内において再生可能エネルギー事業を拡大させております。太陽光分野においては、ソーラーシェアリング発電所開発等を進めております。

また、当社グループは、これまで太陽光発電を中心として事業を展開してまいりましたが、風力発電（陸上・洋上）といった太陽光発電以外の分野においての取り組みも開始しており、電源多様化の一環として、2021年2月に山形県西置賜郡の赤芝水力発電所（稼働済み）を取得しております。さらに蓄電池の活用等についても検討を進めております。このように電源の多様化への取り組みや再生可能エネルギー事業に関するあらゆるノウハウの蓄積を図ってまいります。

継続的な収入（ストック型収益）の拡大

当社グループでは再生可能エネルギー発電所の開発事業から得る開発報酬、EPC事業から得るEPC報酬及び私募ファンドへの再生可能エネルギー発電所の売却による売却収入をフロー型収益とし、発電事業から得る売電収入、AM事業及びO&M事業から得るAM報酬及びO&M報酬をストック型収益と考えております。従来、フロー型収益が多くを占めておりましたが、今後、さらに業績を拡大させていく上で収益の安定性をより高めるために、継続的な収入であるストック型収益を一段と拡大させてまいります。

FIP制度・Non-FITへの移行について

2022年4月より施行された「エネルギー供給強靱化法」では、FIT制度に加え、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度であるFIP制度が創設されます。

FIP制度は、再生可能エネルギーのFIT制度からの自立化、卸電力取引市場への統合、国民負担の抑制を図ることを主たる目的としています。また、FIP制度に加え「Non-FIT」による再生可能エネルギーの普及も期待されています。今後は、太陽光や風力といった変動電源である再生可能エネルギーのさらなる導入拡大のために、電力需給の適切な管理（電力マネジメント）が不可欠となります。これらの制度の変遷により、約10年後にはFIT収益が激減することが想定され、高FITに依存した経営は困難になることから、当社グループでは、FIT制度に依存しないビジネスモデルを先行して確立を目指しております。

また、再生可能エネルギーを長期的な安定電源として普及・促進するため、2019年12月18日、当社、東急不動産株式会社、ENEOS株式会社、東京ガス株式会社及びオリックス株式会社は5社共同で、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（以下「REASP」といいます。）を発足しました。今後もREASPを通じ、政府・関係省庁・外部機関と積極的な意見交換や政策提言を実施し、更なる再生可能エネルギー市場の進展を目指しております。

地域との共存・共生

日本各地に地域拠点を配置し、地元の人材を雇用するだけでなく、地域住民や地方公共団体及び地域の企業等と連携して事業展開することで地域社会の活性化に貢献しています。地域社会との互恵関係を構築することで案件発掘の機会創出につながり、結果として、より一層の地域社会の活性化にもつながると考えております。加えて、書籍の寄贈や地元住民を招いての環境勉強会の開催等、多様な活動も行っております。

近年、発電所の杜撰な管理、発電所内の雑草の放置、製品寿命を終えた太陽光パネルが放置・不法投棄される懸念がもたれています。当社グループはこのような懸念や安全面に配慮しながら事業を運営しております。今後も、地域のニーズを踏まえた施策を推進することで、地域との共存・共生を図り地域社会の活性化に貢献してまいります。

海外展開

当社グループは、国内市場のみならず海外市場への展開により、グローバルな再生可能エネルギー市場のリーディングプレーヤーとなることを目指しており、国内で培った知見や強みを生かし、海外展開を行うべく、市場調査等の取組みや海外における発電所の買収の検討を進めております。

財務体質の強化

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針です。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却(EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、2023年1月27日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅したものではありません。

(1) 太陽光発電に関するリスク

運転開始済みの太陽光発電所について

太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、当社グループでは事前の日射量シミュレーションを実施していますが、かかる日射量は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。国内においては、日射量の多い春季から秋季にかけての全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等による直達光・散乱光の減少さらに冬季にかけての降雪等により、当社グループの太陽光発電所が設置された地域における日射量が低下し、これにより当社グループの太陽光発電における年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象が発生した場合にこれに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

開発中の太陽光発電所について

当社グループは、太陽光発電所の開発に関して、EPC事業者との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結します。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された固定金額の工事請負契約です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）等の不可抗力事由の発生により事業計画に遅延が生じた場合、又は発注先のEPC事業者の信用悪化事由の発生等により工事期間に影響が生じる場合には、工事請負契約の金額が増加したり、運転開始時期が遅延することにより当初の予定どおりに売上を上げることができなかつたり、FIT売電期間が短縮化する可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

認定取得済みの太陽光発電所について

太陽光発電所の着工に至るためには、地権者との交渉及び調整並びに関係省庁・自治体からの許認可の取得及び関係省庁・自治体への届出等が必要です。当社グループが手掛ける太陽光発電所の発電規模は相対的に大きいため、開発には一定の期間が必要となります。当社グループは、地権者、関係省庁・自治体と十分な調整を図り事業を進めておりますが、一定期間を過ぎても合理的な理由なく開発を進捗できず、管轄省庁の聴取に対して合理的な説明を行うことができない場合には、管轄省庁の判断にて既取得の事業計画認定が取り消される可能性があります。

入札中の太陽光発電所について

第11期連結会計年度末現在、太陽光、風力及びバイオマスにかかる新規のFITの事業計画認定取得は原則として入札制度となっており、他社との競合により当社グループが開発を予定していた発電所について落札できず事業計画認定が取得できなかった場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他太陽光発電以外の電源に関するリスク

当社グループは、太陽光発電の他再生可能エネルギー電源の多様化を目的として、今後水力発電所及び風力発電所など太陽光発電以外の電源の開発にも着手しており、今後も更に拡大していくことを検討してまいります。水力発電及び風力発電等においても、関係省庁・自治体からの各種許認可の取得が必要になることに加え、環境アセスメントや地権者との十分な調整を図る必要があります。

当社グループは、開発シミュレーションを含む事前の十分な調査、地域や行政との十分な連携を図り、事業計画に遅延が生じないように対応しておりますが、環境アセスメントや地権者との調整において、当初予定していた期間を超過する場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの発電所の発電量は、水量や風況等に左右されます。当社グループは事前にシミュレーションを実施していますが、これらの水量や風況等は当社グループによるコントロールが及ぶ事象ではありません。

これらの水量や風況等が低下し、年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これにより当社グループの想定外の事象が発生し、これらに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。加えて、上記のような事象やその他想定外の事象が発生し、これに対応するための補修や追加設備の導入等に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなる場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）固定価格買取制度（FIT制度）に関する政策変更リスク

当社グループの主要事業である再生可能エネルギー事業においては、FIT制度に基づいた一般送配電事業者又は小売電気事業者等の購入者との契約により、長期間にわたる買取期間において固定価格で再生可能エネルギー電源からの電力供給を行っていますが、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、再エネ特措法が2017年4月1日に施行されたことに加え、2020年6月には、再エネ特措法の改正を含む、「エネルギー供給強靱化法」が成立し、2022年4月1日に改正再エネ特措法が施行されました。

これらの改正を経て、太陽光発電所を運営する事業者のコスト低減への努力を促すため、FIT制度において買取価格の入札制度が導入されました。このような政府のエネルギーに関する施策の変更、FIT制度又はFIT制度に関連する各種法令の改定が行われ、当社グループが、新制度に適時かつ適切に対応できない場合、又はこれに対応するためのコストや負担が増加した場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2022年4月1日に施行された改正再エネ特措法では、今後はFIT制度に加え市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付するFIP制度が創設され、FIP制度はFIT制度と異なり、電力市場における需要量に応じて売電収入が変動することになります。FIP制度への移行後において電力市場における需要量が当社グループの想定よりも少なかった場合等には当社グループは想定どおりの売電収入を得ることができず、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（４）出力制御に関するリスク

我が国の電力市場においては、年間のうち電力需要が小さい時期・時間帯において、火力発電及びバイオマス発電の抑制、地域間連携線を活用した他エリアへの送電等を行い、それでもなお発電量が需要量を上回る場合には太陽光発電及び風力発電の制御が行われ、その次に水力発電の制御が行われます。なお、需給バランスの調整のための太陽光発電及び風力発電に関する出力制御は、2021年4月1日以降に新規に接続を申し込む事業について、全国で無制限・無補償ルールが適用されます。また、電力会社による系統工事等に伴い、上記出力制御とは別に計画停電がなされることがあります。2018年10月、国内で初めて九州電力株式会社（現九州電力送配電株式会社）により九州本土で離島を除く広域での出力制御が実施されました。九州本土における出力制御は、現在も継続して実施されています。

また、2022年4月より、中国電力ネットワーク株式会社により中国地区が、四国電力送配電株式会社により四国地区が、東北電力ネットワーク株式会社により東北地区が、北海道電力ネットワーク株式会社により北海道地区が、新たに出力制御の実施地域となっています。

当社は、出力制御の実施予測についてシミュレーション分析を行った上で事業化の可否を判断していますが、かかる分析の結果、事業化を断念せざるを得なくなった場合又は事業化に成功した場合であっても想定を上回る出力制御が実施されることにより想定した売電収入を得られなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（５）事業環境に関するリスク

太陽光発電事業は、FIT制度の導入によって大量の事業者が市場に参入しましたが、買取価格の段階的引き下げに伴い、事業者の淘汰が進んでいます。当社は、このような厳しい事業環境のなかでも従来どおり開発案件の増強に努めるため、全国各地の地方公共団体、地域金融機関、地元の建設会社等とのネットワークを活用し、効率的に開発案件を発掘する体制を構築していますが、今後は、平坦地で造成コストが低く、開発コストが相対的に安価となる土地を発掘・取得することが徐々に困難になる可能性が考えられ、開発に適した土地が入手できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、開発事業の他、事業拡大の手段として、他の発電事業者等から稼働済みの太陽光発電事業の事業譲受を進めています。事業譲受は、直ちに売電収入が望めるという利点があるものの、デューデリジェンスによる正確な収益評価が重要になります。そのため収益評価の正確性が不十分な場合は、当社が期待する収益が計上されずに当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（６）系統連系に関するリスク

FIT制度の導入により太陽光発電事業が急拡大し、一部の電力事業者において、太陽光発電所による電力供給が系統内の電力需要量を上回り電力設備・接続条件が上限に到達したために、系統連系への接続遅延及び接続見合わせが発生しています。当社グループが開発を予定している太陽光発電所について、当初のスケジュールでの系統連系への接続が行われずに遅延、保留が発生し、その影響を受けて売電開始時期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（７）事業計画認定に関するリスク

当社グループの再生可能エネルギー発電事業においては、FIT制度に基づいた「事業計画認定」を取得しています。しかし、FIT制度の規定に違反する等、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合や、認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めた場合には、当該認定は取り消されることがあります。当社グループとしては、発電を既に開始した発電設備の「事業計画認定」を取り消される可能性は相当程度限定的と考えていますが、取り消された場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（８）法令の遵守に関するリスク

当社グループは、事業運営において「建設業法」「建築基準法」「再エネ特措法」「電気事業法」「電気工事士法」「電気工事業の業務の適正化に関する法律」「宅地建物取引業法」等の法規制を受けており、特にEPC事業に関して特定建設業の許可を受けています。また、当社は、主に金融機関（以下「レンダー」といいます。）や機関投資家等の特定投資家（以下「投資家等」といいます。）に対する開発事業への匿名組合出資や集団投資スキームの私募の取扱業務等に関して、第二種金融商品取引業及び助言代理業の登録を受けており、「金融商品取引法」及び「犯罪収益移転防止法」を遵守する必要があります。当社は役職員の入社時及び継続的なコンプライアンス研修の実施により、役職員のコンプライアンス意識の強化・向上に努めていますが、役職員がその法令を十分に理解せずに業務を遂行した場合は、法令違反による罰則の対象となったり、許可・登録の取消等が行われたりすることで、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（９）自然災害・天候に関するリスク

太陽光発電所をはじめとした再生可能エネルギー発電所は、山林を伐採し、造成を行い、適切な土地の形状にし、開発を行う場合があります。当社グループは、発電所開発時に詳細なデューデリジェンスを実施しておりますが、台風、豪雨あるいは地震といった自然災害が整地、造成された土地の崩落や太陽光発電所に設置された設備や機器の損傷、故障を引き起こし、期待された売電量を確保できずに当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社は開発の進捗に応じて開発報酬を売上計上しています。したがって、自然災害等により、開発進捗が遅延した場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは太陽光発電所開発を全国で展開しており、局所的な自然災害等の影響を最小化できると考えていますが、過度の積雪や降灰といった自然災害だけでなく、天候不順により太陽光発電所のパフォーマンスが十分に発揮されない場合、火災や停電、テロ行為、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの感染等により、発電所設備や遠隔監視システム等が正常に稼働しなくなった場合のほか、感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）により社会機能の障害が発生した場合、戦争、武装紛争等の人的災害、送電障害等の主要な社会的インフラ障害等が発生した場合には、当社グループの発電所について適切な管理やメンテナンスができなかったり、長期間の操業停止や発電所設備の大規模な修繕が必要となったりすることで、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

（10）特定事業への依存に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー事業を主な事業とする単一セグメントであり、そのなかでも太陽光発電所の開発に経営資源を集中させています。今後は、例えば太陽光発電以外の再生可能エネルギー（風力発電やバイオマス発電）発電所の開発といった新たな事業を育成し、収益力の拡大とともに事業の分散を図ることを検討していますが、事業環境の変化により、太陽光発電所の開発事業が縮小しその変化へ適切な対応ができない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(11) 外注業者及び外注管理に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたり、測量や造成工事及びEPC工事等を外注業者に発注する場合があります。この場合、建築資材の価格や工事労務費の高騰により工事請負金額が上昇した場合には、開発コストが上昇する可能性があります。また、外注業者の信用情報の収集に努めていますが、外注業者が経営破綻した場合、工事遅延や請負契約の不履行等が発生する可能性があります。また、将来における外注業者が請け負うべき保証責任が履行されない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

外注業者への工事発注については、測量や造成工事及びEPC工事等、工事毎に直接見積取得を行っています。工事毎に見積もりを取得するのは、適正な競争が行われること、また各業者と直接交渉するため施工の信頼性や品質の確保等が期待できます。当社の施工業務には多数の外注業者が関わることとなりますが、開発件数の増加や開発エリアの拡大に伴い外注業者を十分に確保できない場合、又は、外注業者の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(12) 再生可能エネルギー発電所開発に際しての土地所有者や周辺住民との調整に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発にあたっては、建設地の周辺環境に配慮し、関係する法律や自治体の条例等を遵守して開発計画を立案し、事前に土地所有者や周辺住民に対して説明会を実施しています。ただし、開発計画に対して土地所有者や周辺住民の理解が得られず調整が難航する場合があります。その場合、開発計画の変更、工事期間の延長、追加費用の発生等が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13) 契約不適合責任に関するリスク

再生可能エネルギー発電所の開発において、当社がEPC工事を手掛ける場合、その工事請負契約において、目的物の契約不適合責任を負うことが定められています。当社は、これまでのEPC開発において得た知見の活用により契約不適合責任を負うことのないように努めておりますが、当該期間中に重大な契約不適合が認められた場合は、その修補を行う必要があるだけでなく、損害賠償金の支払いも求められる可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14) 重大事故の発生に関するリスク

当社は開発工事における安全対策や品質管理には万全を期していますが、人身や施工物に関わる重大な事故が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15) 訴訟等に関するリスク

当社グループは取引先等との紛争未然防止に努めていますが、何らかの理由により訴訟が発生する場合があります。例えば、開発工事にあたっては周辺環境への配慮を含めた安全対策や品質管理に努めていますが、訴訟により当社に損害賠償責任等が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(16) 当社グループの業績に関するリスク

当社グループは、再生可能エネルギー発電所開発事業において、開発事業の進捗管理を徹底するなど発電開始時期の遅延が生じないように努めております。工事完成基準を適用するものについては、発電開始時（合同会社への再生可能エネルギー発電所の引渡時）に、EPC請負報酬を売上計上しております。このため、発電開始時期（引渡時期）の偏りや同時期が期末を超えて遅延した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

再生可能エネルギー発電所の取得においては、主に匿名組合出資を通じ、リスクを出資額に限定しながら再生可能エネルギー発電所の取得を行っており、取得した物件の売却の決済時に引渡しとともに売上高を計上していますが、取得した物件の売却が予定どおりに進まなかった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(17) 開発プロセスの進捗に伴う開発報酬に関するリスク

当社グループにおける再生可能エネルギー発電所の開発事業においては、地権者との協定書締結、各種許認可取得、エンジニアリング、ファイナンスの組成、建設管理といったプロセスがあります。当社は、再生可能エネルギー発電所を所有するSPCに対して、再生可能エネルギー発電所設立に係る重要な許認可の取得、エンジニアリング、土地確保及びファイナンス関連契約の締結に係る開発支援等の業務を提供しており、開発支援に係る役務の提供完了をもって、SPCから開発報酬を受領する場合があります。開発報酬の計上金額は、各連結会計年度における新規発電所に係る開発支援業務完了の有無又はその規模・件数により変動します。そのため、開発報酬の計上の時期により売上収益及び利益は増減する傾向にあります。

当社は、開発段階におけるSPCに対する匿名組合出資持分が持分法適用会社である場合は、当該開発報酬は当社の未実現利益を控除した金額を売上計上します。開発報酬を計上したものの、開発報酬を受領する前に何らかの事由により開発が中止された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが推進する再生可能エネルギー発電所の開発スケジュールの遅延が生じた場合には、開発報酬の計上時期も遅延することとなり、当該連結会計年度における当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 発電所売却に係る収益構造と連結財務諸表における会計処理に関するリスク

当社グループの収益構造は、フロー型収益である開発報酬、EPC報酬及び発電所売却収入と、ストック型収益である売電収入等、AM報酬及びO&M報酬から成りますが、フロー収入を構成する合同会社による発電所の売却にあたっては、連結子会社である合同会社が保有する販売用発電所について設備売却を行う場合と当社が匿名組合出資持分の売却を行う2つの売却手法があります。匿名組合出資持分の売却は、当社が売主となり、投資家は、匿名組合出資持分を取得するとともに実質的に発電所を保有する合同会社を取得するという形態となります。この場合、合同会社が借入れた借入金や、その他合同会社が有する全ての債権債務や権利義務の全てを承継することになります。発電事業者は引き続き合同会社であるため、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなどは生じませんが、一方、投資家におけるデューデリジェンスは、発電設備と合同会社の両方を実施することになり、投資家は、発電設備と合同会社の両方のリスクを負うこととなります。設備売却は、合同会社が売主となり、投資家は、発電設備の購入資金を自ら調達し、発電事業者としての経済産業省への登録変更手続きなども必要になります。発電設備の購入は、合同会社が有する全ての債権債務等から切り離されますので、投資家は合同会社のリスクを負うことはありません。

連結子会社である合同会社が設備売却により発電所の売却を行う場合には、発電所の売却価額総額を売上計上し、発電所の簿価が売上原価として計上される一方、当社が売主として匿名組合出資持分の売却を行う場合には、当社の匿名組合出資持分部分のみが売却価額となり、また、売却価額と簿価の差額が売上高又は売上原価として計上されます。基本的には、いずれの会計処理方法によっても親会社株主に帰属する当期純利益には影響を及ぼしませんが、当社グループがいずれの売却手法を採るかは、投資家の判断にも拠るものであり、売却手法によって当社の連結財務諸表上の売上高に大きな差が生じます。当社グループの計画策定においては、原則として保守的に匿名組合出資持分の売却を所与として策定しておりますが、当初計画に見込んでいた売却手法と異なる売却方法を行った場合、当社グループの売上高は大きく変動する可能性があります。

(19) 関係会社におけるスポンサーサポートに関するリスク

当社グループにおいて発電事業を運営するSPC各社は、発電所建設に際して、レンダーからの資金調達（借入金）を行います。SPCの業績悪化等、一定の条件が発生した場合には融資関連契約に従い、当社を含むSPCへの出資者はSPCに対するスポンサーサポート義務を負う場合があります。太陽光発電所に関してはプロジェクトファイナンスの組成実績が豊富であるため、一般的に融資関連契約に規定されるスポンサーサポートは他の再生可能エネルギー電源に比べると限定的となる傾向にあります。

当社グループの太陽光発電所を運営するSPC各社において、不測の事態により発電を行うことができない場合や、想定以上の悪天候が複数年連続した場合等、これらの要因により工事費の計画超過又は財務制限条項の指標の悪化等融資関連契約に定められた事象に該当したときは、当社はSPCの出資者として、一定の限度額内において追加出資等の義務を負う場合があります。また、当社が出資する太陽光発電以外のSPCにおいては、不測の事態により収益性が計画を大きく下回った場合等により、当社による追加出資が必要となる場合があります。これらの場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 東急不動産グループとの関係に関するリスク

東急不動産グループとの資本的関係について

第11期連結会計年度末現在、東急不動産株式会社（以下「東急不動産」といいます。）は当社株式の17.15%（2021年12月31日時点）を保有しており、同社及び同社の100%親会社である東急不動産ホールディングス株式会社（以下「東急不動産ホールディングス」といいます。）は当社のその他の関係会社となります。当社と東急不動産グループとの間における主な取引は、東急不動産の保有する太陽光発電所のAM業務及びO&M業務の受託があります。

東急不動産グループとの取引に当たっては、当社のガイドラインである「関連当事者取引ガイドライン」に則り、検討を経た上で適切に実施しております。

東急不動産ホールディングス及び東急不動産の承認等について

当社には東急不動産ホールディングス及び東急不動産の事前承認又は事前報告を必要とする取引や業務は存在しません。

東急不動産の競合関係について

東急不動産は再生可能エネルギー事業を行っており、当社グループとの間で開発用地取得や発電所の開発に際して競合関係が発生する可能性があります。また、稼働済みの発電所の取得の場面においても競合関係となる場合があります。そのため、当社グループが特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、東急不動産が当該候補地を確保することや公募事業で東急不動産が採択される等により、当社グループの予定している開発を中止又は変更した場合は、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

東急不動産との取引関係について

当社と東急不動産は、2017年8月に再生可能エネルギー事業の共同推進を目的とし、資本業務提携契約を締結しました。当社グループは、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に関する事業用のSPCに対して東急不動産と共同出資しています。

また、同社又は同社が出資するSPC等との間に、発電所の売買契約、O&M契約及びPJM（プロジェクトマネジメント）契約等を締結する形で取引が発生しています。

上記のとおり当社グループは東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは資本・業務上において密接な関係があり、今後とも東急不動産ホールディングス及び東急不動産とは良好な関係を継続する所存ですが、同社の事業戦略方針の転換等により、同社との関係に変化が生じる場合には、再生可能エネルギー発電所の開発・運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(21) 海外からの調達に伴うリスク

当社は太陽光パネルを海外から調達していますが、海外の政治・経済の情勢等により、太陽光パネルの価格の高騰や供給停止等といった事象が発生する可能性があります。例えば太陽光パネルの主要な原材料である金属シリコンは世界シェアの約8割が中国で生産されていますが、米国の中国からの金属シリコンの輸入禁止措置により価格が高騰しており、太陽光パネルの価格も影響を受ける可能性があります。今後、太陽光パネルの価格上昇や供給停止等が発生しかつ代替品の確保が困難な状況等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(22) 半導体不足が太陽光発電事業に与える影響に関するリスク

第11期連結会計年度末現在、世界的に半導体不足が深刻化し太陽光発電事業にも影響が出始めており、今後、当社が調達している太陽光発電システムの主要部品であるパワーコンディショナー（発電した直流電力を交流電力に変換する機器）の生産遅延が発生する可能性があり、その動向は常に注視しておりますが、それにより開発中又は開発予定の太陽光発電所の工事が遅延する等の影響が出た場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(23) 企業統治に関するリスク

当社グループは企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと位置付けており、内部監査室による内部監査の実施や監査役監査の実施等で適切な監査体制を維持・構築しております。一方、当社グループは、取締役会設置会社及び監査役会設置会社としてガバナンス体制を構築してから日が浅いことや、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、事業遂行に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(24) 特定経営者への依存に関するリスク

代表取締役社長である眞邊勝仁は、再生可能エネルギー業界に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉、利益計画の策定・推進等、会社運営の全てにおいて重要な役割を担っています。今後、エネルギー事業の専門家等優秀な人材の採用・育成等、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいります。何らかの事情により、同人が離職した場合、又は十分な業務執行が困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(25) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社グループは、役員、従業員及び取引先へのインセンティブ付与を目的として、新株予約権（以下「ストック・オプション」といいます。）を付与しており、発行済株式総数に対して5.64%（2021年12月31日時点）の潜在株式が存在しています。このストック・オプションが行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、ストック・オプションの行使により発行された当社普通株式が株式市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(26) レピュテーションに関するリスク

再生可能エネルギー業界を対象とした否定的な内容の報道、インターネット上の掲示板への書き込み等がなされ、拡散した場合に顧客や市場関係者間の評判が悪化することにより、当社グループの業務遂行及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、個人情報や取引先の機密情報を取り扱っています。これらの情報管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策をはかるとともに、研修等により役職員の情報管理意識の向上に努めています。しかしながら、万一、当社グループの故意・過失、又は第三者のサイバー攻撃等により情報漏えいが発生した場合、当社グループに対する損害賠償や信用力の低下により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(28) 人権問題に関するリスク

世界的な人権に対する配慮の高まりにより、当社グループだけでなくそのサプライチェーンでの人権問題にも配慮が求められており、当社グループは内規である「行動規範」に基づき、顧客のみならず、地域社会、国際社会等からの信頼と信用の下に成り立っている事を認識し、また、グローバルレベルで社会に対する責任を負っている事を認識し行動しておりますが、当社グループ又は当社グループと取引関係にあるサプライチェーンによる人権問題への取り組みが不十分とみなされた場合、当社グループにおける社会的信用の毀損が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(29) 金利変動に関するリスク

当社グループは、レンダー及び投資家等から資金調達し事業運営に取り組んでいます。レンダー及び投資家等が国債等の市場金利を投資判断の指標としている場合に、金利水準が上昇し、再生可能エネルギー発電所への貸付及び投資から得られる利回りが相対的に低下すると、資金調達が困難になり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(30) 資金繰りに関するリスク

開発事業において、レンダー及び投資家等から資金調達する前に発生する測量調査等の諸経費は、自己資金やコーポレートローン等により調達した資金で賄っています。自己資金あるいは当社の信用力に基づくコーポレートローンの資金調達ができず、資金繰りが困難となった場合、開発事業がスケジュールどおりに進捗せず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(31) 有利子負債依存度に関するリスク

当社グループは、再生エネルギー発電所にかかる開発資金を、金融機関からの借入等により調達しています。最近2連結会計年度及び第12期第2四半期連結会計期間における、有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息の推移は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金及び財務活動による増資等により、有利子負債依存度の改善を進め、財務体質の強化に努める方針ですが、事業の拡大に伴い金融機関からの借入が増加し、金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

	第10期連結会計年度 (2020年12月31日)	第11期連結会計年度 (2021年12月31日)	第12期第3四半期 連結会計期間 (2022年9月30日)
有利子負債残高(千円)	53,842,927	99,577,190	137,360
有利子負債依存度(%)	84.9	83.1	83.7
支払利息(千円)	770,882	1,079,178	1,160,910

(注)1. 有利子負債残高は、短期借入金、長期借入金(1年内返済予定を含む。)、ノンリコース長期借入金(1年内返済予定を含む。)、社債(1年内償還予定を含む。)及びリース債務(1年内返済予定を含む。)の合計額です。

2. 有利子負債依存度とは、総資産に占める有利子負債の比率です。

なお、上記「第1 企業の概況 3 事業の内容」の冒頭に記載の日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の公開買付けに要する資金に充当するため及び既存借入の返済のための借り入れとして野村キャピタル・インベストメント株式会社から上限440億円の融資枠が設定されており2022年11月30日現在約430億円の借入を行っております。現在当該借入の社債発行と長期銀行借入での借換えを進めています。当該融資の実行により、当社は多額の有利子債務を負担することとなりキャッシュ・フローにマイナスの影響が生じるところ、当初想定した長期資金への切り替えが実現しない場合には、当社グループの財務内容が悪化する可能性があり、当社グループの資金調達コストの増加や資金調達方法が制約される可能性があります。

(32) 保有資産の評価に関するリスク

当社グループは、売却前の太陽光発電所を棚卸資産として計上しており、これらの棚卸資産として計上している太陽光発電所に関して連結会計年度末に資産の評価を行います。その結果、収益性が低下していると判断される場合には当該資産について簿価の切り下げを行うことがあります。簿価の切り下げが行われ、その金額が大きい場合には当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(33) のれんの減損に関するリスク

上記「第1 企業の概況 3 事業の内容」の冒頭に記載の日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の公開買付けの完了により、当社は、第12期第3四半期連結会計期間末において2,847,563千円のものれんを計上しました。当社は、原則として当該のれんを一定期間にわたって償却する予定ですが、事業環境の変化等により期待する成果が得られない場合は、当該のれんについて減損損失を計上することになり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(34) 配当政策に関するリスク

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、現在当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化及び事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する利益還元の最大化に繋がると考えており、設立以来無配となっています。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

(35) カントリーリスク

当社グループは海外事業の展開に向けて市場調査等の取組みを進めると共に、海外において複数の発電所の買収の検討を行っており、2022年9月にはスペイン王国において当社にとっては初となる海外発電所の出資持分を取得しました。海外事業においては、経済情勢、地政学的問題、法規制、税務、為替、通商、労働環境や慣習等の日本国内とは異なる様々なリスク要因があります。海外における発電所の買収も含め、今後当社グループの海外事業が進展した場合において、これらのリスク要因に起因して当社グループに予測不可能な事態が発生したり、事業展開先の国や地域で社会的又は政治的混乱等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(36) 為替リスク

当社グループが海外事業の展開に伴い海外において発電所を取得した場合、当該発電所が資産として当社グループの貸借対照表に計上されると共に、当該発電所に係る売上げは円換算の上当社グループの損益計算書に計上されることとなります。また、当該発電所の取得に際して海外で外貨建ての借り入れを行う可能性もあります。これらの結果、当社グループの財政状態や経営成績は為替変動の影響を受けることとなり、大きな為替変動があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(37) 公開買付けに関する会計上のリスク

当社は、上記「第1 企業の概況 3 事業の内容」の冒頭に記載の日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の公開買付けに伴う費用やのれん等が発生しておりますが、今後監査法人との協議により、費用やのれん等の一部が他の勘定科目に振り替えられる可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、2023年1月27日現在において判断したものであります。

（1）経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

第11期連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

第11期連結会計年度における当社グループの事業において、開発事業については、自社開発、セカンダリー双方での案件取得を進め、累計で773.9MWの開発/取得実績となりました。電源多様化の一環として、水力発電所を取得しました。また、太陽光発電所開発等の資金調達として、グリーンプロジェクトボンドを発行しました。岩手県一関市における開発資金として127億円、鹿児島県南九州市のプロジェクトに対して101.5億円、京都府南丹市のプロジェクトに対して47億円を調達しました。当社はプロジェクトボンドの発行実績として、発行総額862億円となりました。

O&M事業については、外部からの受注拡大を強化したことにより、他社からの受託が累計391.1MW、総計で累計986.5MWとなりました。また、新たに5箇所の地域事務所を開設し、全国27か所の地域拠点を展開しています。

そのほか、固定価格買取制度（FIT制度）に依存しない再生可能エネルギー電源の普及・拡大に向け、2月に東京ガス株式会社との間で「非FIT太陽光発電所の電力購入契約」を締結しました。当社が保有する太陽光発電所で発電した電力・環境価値を小売電気事業者である東京ガス株式会社へ販売します。また、9月には第一生命保険株式会社との間で「オンサイト型コーポレートPPAに関する基本合意」を締結し、本基本合意は同社の営業拠点のビル屋上に当社が太陽光発電設備を設置し、同社の営業拠点へ電力を供給するといった計画となっています。同じく9月に北陸電力株式会社との間で「北陸地域における再生可能エネルギー事業に関する協定」を締結し、北陸地域における再生可能エネルギーの開発について協働して取り組んでまいります。

更に、再生可能エネルギー発電所のある地域を応援し共に発展していくことを目指し、当社及び東急不動産株式会社他、全10社により、「一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会（FOURE）」が設立され、当社も加入しました。

電力小売事業については、今冬の厳しい寒さや天候不順による電力需給の逼迫により、2021年1月の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格が過去最高となる等の影響を受け、収益環境は厳しいものとなりました。そのような状況下、当社の連結子会社である株式会社みらい電力は第11期連結会計年度末において債務超過となることから、株式会社みらい電力が実施する電力小売事業の撤退を実質的に決定し、当社から株式会社みらい電力へ事業撤退に必要な資金供与を行うとともに債権放棄を行いました。

また、当社をメインスポンサーとする日本再生可能エネルギーインフラ投資法人が、稼働済太陽光発電所9物件を追加取得し、当該9物件に関し、当社がオペレーター業務を受託しました。

これらの結果、第11期連結会計年度の業績は、売上高15,950,856千円（前年同期比28.4%減）、営業利益2,229,894千円（同33.3%増）、経常利益990,726千円（同35.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益529,953千円（同14.5%増）となりました。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における当社グループの事業において、開発事業については、自社開発、セカンダリー双方での案件取得を行った結果、自社開発及びセカンダリー取得の実績は累計で908.8MWとなりました。

また、2022年9月には当社にとって初の海外案件となるスペイン王国の稼働済み太陽光発電所（21.6MW）を取得いたしました。

これにより、当社グループとして保有する稼働済み発電所のネット設備容量（設備容量に当社グループ持分割合を乗じたもの）は、2022年9月30日時点で合計361.3MWとなりました。

そのほか、2022年8月に鹿児島県垂水市と「再生可能エネルギーの活用に関する連携協定書」を締結しました。これは、垂水市強靱化地域計画及び垂水市地球温暖化対策実行計画に基づく垂水市内のカーボンニュートラルに向けた取り組みを加速・拡大させ、垂水市の持続可能なまちづくりを推進させるためのものです。今後、当社は、垂水市におけるオンサイト型PPA（Power Purchase Agreement、発電事業者が電力需要施設に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を電力需要施設にて消費するというスキームの電力購入契約）による太陽光発電所の導入を計画しています。垂水市所有の施設の屋上及び屋根に当社が太陽光発電設備を設置し、発電事業者として当社が発電した電気を垂水市所有の施設へ供給する予定です。

叫1事業については、外部受託の拡大を強化したことにより、外部受託件数は計529.9MW、自社開発及び取得案件を含めて累計1,151.1MWに増加いたしました。

また、当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下「対象者」といいます。）を連結子会社化することを目的として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、当社の連結子会社である合

同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日IJから2022年6月23日Hを取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、2022年6月30日(本公開買付けの決済の開始日)付けで対象者が当社の連結子会社となり、当第3四半期連結累計期間において、当社は本公開買付けに伴う手数料等を計上いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間における売上尚は12,723,302千円(前年同期比11.4%増)、営業利益は1,027,459千円(前年同期比39.9%減)、経常損失は1,023,333千円(前年同期は884,056千円の経常利益)、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,277,321千円(前年同期は566,825千円の親会社株主に帰属する四半期純利益)となりました。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

第11期連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(資産)

第11期連結会計年度末における流動資産は107,599,241千円となり、第10期連結会計年度末に比べ49,575,380千円増加いたしました。これは主に現金及び預金の増加6,102,250千円、販売用発電所の増加39,644,178千円、前払費用の増加2,657,945千円等によるものであります。固定資産は12,166,769千円となり、第10期連結会計年度末に比べ6,797,730千円増加いたしました。これは主に建物及び構築物の増加3,534,046千円、土地の増加1,412,192千円、のれんの増加1,243,481千円等によるものであります。

この結果、総資産は119,766,011千円となり、第10期連結会計年度末に比べ56,373,110千円増加いたしました。

(負債)

第11期連結会計年度末における流動負債は24,296,907千円となり、第10期連結会計年度末に比べ11,654,796千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の増加7,245,614千円、1年内返済予定のノンリコース長期借入金の増加3,612,285千円等によるものであります。固定負債は81,371,287千円となり、第10期連結会計年度末に比べ36,936,425千円増加いたしました。これは主に長期借入金12,520,853千円増加、ノンリコース長期借入金の増加23,073,891千円等によるものであります。

この結果、負債合計は105,668,195千円となり、第10期連結会計年度末に比べ48,591,222千円増加いたしました。

(純資産)

第11期連結会計年度末における純資産合計は14,097,815千円となり、第10期連結会計年度末に比べ7,781,888千円増加いたしました。これは主に東京証券取引所への新規上場に伴う公募増資に関連した第三者割当増資による新株発行等による資本金及び資本準備金の増加4,327,571千円、非支配株主持分の増加3,027,556千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加529,953千円等によるものであります。

この結果、自己資本比率は8.9%(第10期連結会計年度末は9.3%)となりました。

第12期第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は107,700,744千円となり、前連結会計年度末に比べ101,503千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が4,672,435千円減少、仕掛販売用発電所が13,061,296千円減少したものの、販売用発電所が18,792,122千円増加したこと等によるものであります。固定資産は56,444,819千円となり、前連結会計年度末に比べ44,278,050千円増加いたしました。これは主に機械装置及び運搬具が46,651,297千円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、164,145,564千円となり、前連結会計年度末に比べ44,379,553千円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は68,125,338千円となり、前連結会計年度末に比べ43,828,431千円増加いたしました。これは主に短期借入金が36,662,150千円増加、未払金が6,331,080千円増加したこと等によるものであります。固定負債は83,613,855千円となり、前連結会計年度末に比べ2,242,568千円増加いたしました。これは主に長期借入金が1,694,209千円減少したものの、繰延税金負債などその他固定負債が3,175,480千円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、151,739,194千円となり、前連結会計年度末に比べ46,070,999千円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は12,406,369千円となり、前連結会計年度末に比べ1,691,446千円減少いたしました。これは主にオーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ340,386千円増加したものの、子会社株式の追加取得により資本剰余金が1,037,463千円減少、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上により利益剰余金が1,277,321千円減少、非支配株主持分が90,779千円減少したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

第11期連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

第11期連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第10期連結会計年度末に比べ6,103,600千円増加し、18,159,685千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は18,607,274千円（前期比176.5%増）となりました。これは主に棚卸資産の増加額が17,565,103千円、売上債権の増加額が757,154千円、未収消費税等の増加額が1,886,722千円となったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は4,024,468千円（前期比204.2%増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が1,364,979千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出が3,846,908千円となったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は28,742,931千円（前期比260.5%増）となりました。これは主に長期借入金の返済による支出が16,012,231千円となったものの、長期借入れによる収入が42,058,771千円となったこと等によるものであります。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年9月30日）

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 （自2021年1月1日 至2021年9月30日）	当第3四半期連結累計期間 （自2022年1月1日 至2022年9月30日）
減価償却費	1,458,256千円	3,987,127千円
のれんの償却額	26,651	76,010

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、受注生産を行っていないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであり、フロー型収益、ストック型収益の第11期連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

（第11期連結会計年度）

		売上高 (千円)	前年同期比 (%)	売上総利益 (千円)	前年同期比 (%)
フロー型収益		3,723,895	26.9	2,998,190	104.8
ストック型収益	売電収入等	10,510,153	148.0	1,861,771	170.0
	O&M	1,210,256	131.3	637,606	161.8
	AM	506,550	120.8	506,550	120.8
合計		15,950,856	71.6	6,004,119	125.9

（第12期第3半期連結累計期間）

		売上高 (千円)	売上総利益 (千円)
フロー型収益		378,082	294,678
ストック型収益	売電収入等	10,973,546	3,269,664
	O&M	1,045,329	569,452
	AM	326,344	326,344
合計		12,723,302	4,460,140

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第12期第3四半期連結累計期間の主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第10期連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		第11期連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		第12期第3四半期 連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
合同会社RJソーラー2	11,869,924	53.3				
中部電力ミライズ株式会社			2,067,726	13.0	1,812,585	14.2
東北電力ネットワーク(株)					3,352,820	26.4

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、2023年1月27日現在において判断したものであります。

経営成績及び財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの財政状態の分析等は「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

第11期連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（売上高）

第11期連結会計年度の売上高は、第10期連結会計年度と比べ28.4%減少し、15,950,856千円となりました。発電所売却収入の減少10,112,063千円等によるものであります。第10期連結会計年度は私募ファンドを組成し、組成した私募ファンドに当社グループ保有の発電所を発電所設備として売却したことにより売上高が大きく計上されております。第11期連結会計年度は、発電所を保有し続けることで得られる売電収入を確保することのほうが中長期的にはより当社グループの成長に資すると考え、私募ファンドの組成を見送ったことにより売上高が減少しました。

（売上原価・売上総利益）

第11期連結会計年度の売上原価は、第10期連結会計年度と比べ43.2%減少し、9,946,736千円となりました。これは主に、売上高と同様に売却手法の違いによる発電所売却原価の減少10,498,421千円等によるものであります。以上の結果、売上総利益は、第10期連結会計年度と比べ25.9%増加し、6,004,119千円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

第11期連結会計年度の販売費及び一般管理費は、第10期連結会計年度と比べ22.0%増加し、3,774,224千円となりました。これは主に人員増加による人件費の増加405,129千円、業容拡大による租税公課の増加103,647千円、赤芝水力発電所取得に伴う減価償却費等の増加67,847千円によるものであります。

以上の結果、営業利益は第10期連結会計年度と比べ33.3%増加し、2,229,894千円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

第11期連結会計年度の営業外収益は、第10期連結会計年度と比べ138.7%増加し、222,677千円となりました。これは主に、受取補償金の増加74,282千円等によるものであります。また、営業外費用は、41.2%増加し、1,461,845千円となりました。発電所開発・新規取得に関連した資金調達に伴う支払利息の増加308,295千円等によるものであります。

以上の結果、経常利益は第10期連結会計年度と比べ35.4%増加し、990,726千円となりました。

（特別利益、特別損失、親会社株主に帰属する当期純利益）

第11期連結会計年度の特別利益は、投資有価証券売却益等の計上により、16,176千円となりました。第10期連結会計年度に計上した固定資産売却益が第11期連結会計年度の計上はなかったこと等により、前年同期比で減少しました。また、特別損失は事業整理損の計上等により、42,871千円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、第10期連結会計年度と比べ14.5%増加し、529,953千円となりました。

第12期第3四半期連結累計期間（自 2022年1月1日 至 2022年9月30日）

当第3四半期連結累計期間における売上尚は12,723,302千円（前年同期比11.4%増）、営業利益は1,027,459千円（前年同期比39.9%減）、経常損失は1,023,333千円（前年同期は884,056千円の経常利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,277,321千円（前年同期は566,825千円の親会社株主に帰属する四半期純利益）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性についての分析

(キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容)

当社グループの財政状態の分析等は「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載しております。

(資本の財源及び資金の流動性についての分析)

週次で代表取締役社長含め関係者集めた資金繰会議及び月次での資金計画等により資金管理に努めており、また、複数の金融機関と、当座貸越契約締結やコミットメントライン等の確保により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保しております。また社債や長期性資金の調達についても負債比率と合わせて検討を行っています。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、再生可能エネルギー事業を展開しております。当社グループの経営成績に影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営戦略の現状と見直し

当社グループが取り組む再生可能エネルギー事業は、従来は、垂直統合型のディベロッパーとして事業用土地の確保と測量、造成、発電所の設計・資材の調達・建設及び発電所の運営管理を一気通貫して行うこと、さらに再生可能エネルギー発電所の開発に必要な投資額を事業そのものから得られるキャッシュ・フローに依拠したノンリコース・ローンで資金調達して事業を推進するところに特徴がありました。また、再生可能エネルギー発電所開発・運営の事業性を様々なデータに基づき、精緻に分析して選定した上で開発し、竣工までの対価として得られる、開発報酬やEPC請負報酬を得ること、及び第三者への発電所の売却による売却収入を得ることによるフロー型ビジネスを強みにしてきました。

現在は、竣工後の発電事業のマネジメント業務として、発電所稼働期間において継続的に生じる自社グループ保有の売電収入、再生可能エネルギー発電所の保守・運営に係る管理報酬や、事業主体であるSPCの管理業務受託によるAM報酬、小売電気事業の収入等によるストック型ビジネスへシームレスに連携できる体制を構築しております。

当社グループは、フロー型のビジネスとストック型のビジネスを組合せて継続的な収益機会を確保しながら景気変動の影響を受けにくい強固な経営基盤を築いていく所存です。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、多額の設備投資を必要とする発電事業の割合が高まっており、減価償却費等の割合が大きくなっております。減価償却費等の一過性の償却負担に過度に左右されることなく、株式価値の向上を目指すことが重要と認識していることから、EBITDAを目標とする経営指標としております。

第11期連結会計年度においては、発電所の運転開始及び新規取得に伴う、売上高及び減価償却費の増加等により第10期連結会計年度に比べ150%増加し、4,667,815千円となりました。

今後もフロー型収益とストック型収益のバランスを取りながら、安定的なEBITDAの拡大を目指してまいります。

(注) EBITDA=経常利益+支払利息+支払手数料+減価償却費+のれん償却額+その他償却 (EBITDAは、会計監査又は四半期レビューを受けておりません)

当社における重要経営指標 (KPI) であるEBITDAは2022年度において79億円を計画しておりますが、第3 四半期現在累計53億円を達成しています。次年度以降もストック型収益の強化と、バランスの良いフロー型収益によりEBITDAの継続的な増加を図ってまいります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、直近の太陽光発電事業に対するビジネス環境の変化に鑑みますと、当社グループを取り巻く事業環境は、厳しさを増すことが予想されております。具体的には「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

資本業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
リニューアブル・ジャパン株式会社（当社）	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2017年8月10日	2017年8月10日より3年間以後、1年毎の自動更新	再生可能エネルギー発電事業の共同推進
リニューアブル・ジャパン株式会社（当社）	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	2019年3月29日	同上	再生可能エネルギー事業の領域において業務提携の強化（上記変更契約）

業務提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
リニューアブル・ジャパン株式会社（当社）	ENEOS株式会社	東京都千代田区	2022年8月30日	2022年8月30日より1年間	共同開発
リニューアブル・ジャパン株式会社（当社）	関西電力株式会社	大阪市北区	2022年8月30日	2022年8月30日より1年間以後、1年毎の自動更新	共同開発

発電所設備等賃貸借契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約締結日	契約期間	契約内容
日本再生可能エネルギーオペレーター合同会社	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	東京都港区	2017年1月20日	2017年3月29日より2041年1月31日	発電設備等の賃貸借

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,924,101千円で、その主なものは赤芝水力発電所の新規連結に伴う構築物及び機械装置の増加によるものであります。

また、第12期第2四半期連結累計期間において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は44,841,727千円で、その主なものは日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の新規連結に伴う機械装置の増加によるものであります。

なお、当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

第11期連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年12月31日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	再生可能 エネルギー 事業	統括業務 施設等	95,825	7,823	253 (2)	1,808	145,956	251,667	161
岩手事務所他 (岩手県一関市他)	再生可能 エネルギー 事業	営業所等	40,729	13,361	2,845,046 (3,363,242)	2,238	31,775	2,933,151	87

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の無形固定資産を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本社は全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む。)は151,490千円であります。

(2) 国内子会社

2021年12月31日現在

会社名	事務所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
赤芝水力発 電株式会社 (東京都港区)	赤芝水力 発電所 (山形県 西置賜郡 小国町)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	3,066,542	378,156	- (-)	-	1,570,186	5,014,885	3

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、無形固定資産（顧客関連資産およびのれん）を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第12期第3四半期連結累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

(1) 提出会社

2022年9月30日現在

事業所 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	再生可能 エネルギー 事業	統括業務 施設等	92,331	7,130	253 (2)	140,642	172,143	412,501	158
岩手事務所他 (岩手県一関市他)	再生可能 エネルギー 事業	営業所等	44,124	29,855	2,845,046 (3,133,410)	390	29,723	2,949,140	98

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェア等の無形固定資産を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

4. 本社は全て賃借物件であり、第12期第2四半期連結累計期間の賃借料(共益費を含む。)は119,540千円であり
ます。

(2) 国内子会社

2022年9月30日現在

会社名	事務所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
赤芝水力発 電株式会社 (東京都港区)	赤芝水力 発電所 (山形県 西置賜郡 小国町)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	2,983,787	349,551	- (-)	-	1,484,952	4,818,291	3
日本再生可 能エネル ギーイン フラ投資法 人 (東京都港区)	本社 (東京都 港区)	再生可能 エネルギー 事業	発電設備 等	-	39,271,966	790,714 (277,356)	-	3,696,130	44,208,811	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、無形固定資産(顧客関連資産、ソフトウェア、借地権お
よびのれん)を含んでおります。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	29,136,690	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	29,136,690	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権（2015年6月29日取締役会決議）

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	75[50]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 750,000[500,000]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26.2（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年6月30日至 2025年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26.2 資本組入額 13.1（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10,000株であります。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当て後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る払込金額をもって株式を発行又は当社が保有する株式を処分する場合（無償割当ての場合、他の種類株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債）に付されたものを含む。）の取得による場合、又は当社の株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する株式を処分する場合には、以下の算式における「新規発行株式数」は「処分する当社が保有する株式数」、「当社が保有する株式数」は「処分前において当社が保有する株式数」とそれぞれ読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数 当社が保有する株式数}}{\text{既発行株式数 当社が保有する株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\left(\text{既発行株式数 当社が保有する株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当て時において当社の取締役であった新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役又は使用人その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社取締役会が認める場合はこの限りではない。

新株予約権の割当て時において当社と社外協力関係にあった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社と社外協力関係にあることを要する。但し、当社取締役会が特別に社外協力関係終了後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部を行使することができる。但し、1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記記載の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が合併(当社が消滅会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転をする場合には、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が上記3.に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する株式予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記表に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

交付する新株予約権の行使期間

上記表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表に定める行使期間の末日までとする。

交付する新株予約権の行使条件

上記3.に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.に定めるところと同様とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決定による承認を要するものとする。

交付する新株予約権の取得

上記5.に定めるところと同様とする。

7. 2015年12月22日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。また、2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（2015年12月22日取締役会決議）

決議年月日	2015年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 42 社外協力者 1
新株予約権の数（個）	45,006[38,256]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 450,060[382,560]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（2016年6月13日取締役会決議）

決議年月日	2016年6月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 36
新株予約権の数（個）	13,650[13,056]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 136,500[130,560]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年6月14日至 2026年6月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200 資本組入額 100（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（2016年12月26日取締役会決議）

決議年月日	2016年12月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23
新株予約権の数（個）	13,800[12,408]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 138,000[124,080]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	230（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年1月1日至 2026年12月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 230 資本組入額 115（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2017年3月27日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 12 社外協力者 2
新株予約権の数（個）	6,300[4,050]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 63,000[40,500]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	370（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 370 資本組入額 185（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（2017年5月15日取締役会決議）

決議年月日	2017年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5
新株予約権の数（個）	1,200[804]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 12,000[8,040]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	370（注）2、7
新株予約権の行使期間	自 2019年6月2日至 2027年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 370 資本組入額 185（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の割当時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由として当社取締役会が認める場合はこの限りではない。

新株予約権の割当時において当社と社外協力関係にあった新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社と社外協力関係にあることを要する。但し、当社取締役会が特別に社外協力関係終了後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権を行使はできないものとする。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5．新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

7. 2017年12月8日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2018年7月2日取締役会決議）

決議年月日	2018年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 69 子会社アールジェイ・インベストメント株式会社従業員 2
新株予約権の数（個）	17,550[14,853]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 175,500[148,530]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2020年7月19日至 2028年7月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

第9回新株予約権（2020年4月22日取締役会決議）

決議年月日	2020年4月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 36 子会社アールジェイ・インベストメント株式会社取締役 3 子会社株式会社みらい電力取締役 3
新株予約権の数（個）	49,000[47,300]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 490,000[473,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年5月1日至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）にかけて変更された事項については、2023年1月27日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

第10回新株予約権（2021年1月25日取締役会決議）

決議年月日	2021年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	3,500（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式35,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年2月1日至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）において記載すべき内容に変更がないため、2023年1月27日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

第11回新株予約権（2021年7月21日取締役会決議）

決議年月日	2021年7月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	2,000（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式20,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	450（注）2
新株予約権の行使期間	自 2023年8月1日至 2031年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の決議による承認を要するものとする
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

最近事業年度の末日（2021年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から2023年1月27日の前月末現在（2022年12月31日）において記載すべき内容に変更がないため、2023年1月27日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2．当社が株式の分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が行使価額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純損益が20億円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた個数を限度として、新株予約権を行使することができる。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役・監査役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社又は当社の子会社の社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社又は当社子会社との間で協力関係にある者）であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社が社外協力者として認定する立場にあるか、当社又は当社の子会社の取締役・監査役又は使用人であることを要する。ただし、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、当社は新株予約権を無償で取得する。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数それぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記表に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

新株予約権を行使出来る期間

上記表に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表に定める新株予約権の行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記3.に準じて決定する。

新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記4.に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由及び条件

前記5.に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
2017年8月15日 (注)1	111,000	1,866,000	249,750	659,250	249,750	659,250
2017年10月31日 (注)2	11,200	1,877,200	25,200	684,450	25,200	684,450
2017年10月31日 (注)3	25,000	1,902,200	3,275	687,725	3,275	687,725
2017年12月8日 (注)4	17,119,800	19,022,000	-	687,725	-	687,725
2019年3月29日 (注)5	1,890,000	20,912,000	425,250	1,112,975	425,250	1,112,975
2019年12月20日 (注)6	2,200,000	23,112,000	495,000	1,607,975	495,000	1,607,975
2020年7月31日 (注)7	2,200,000	25,312,000	495,000	2,102,975	495,000	2,102,975
2020年11月19日 (注)8	200,000	25,512,000	2,620	2,105,595	2,620	2,105,595
2020年11月20日 (注)9	250,000	25,762,000	3,275	2,108,870	3,275	2,108,870
2020年11月26日 (注)10	50,000	25,812,000	655	2,109,525	655	2,109,525
2021年12月21日 (注)11	2,600,000	28,412,000	2,162,771	4,272,296	2,162,771	4,272,296
2021年12月22日 ~2021年12月31日 (注)12	8,910	28,420,910	1,014	4,273,310	1,014	4,273,310
2022年1月24日 (注)13	409,200	28,830,110	340,386	4,613,697	340,386	4,613,697
2022年1月1日 ~2022年12月31日 (注)14	338,260	29,168,370	13,976	4,627,673	13,976	4,627,673

(注)1. 有償第三者割当

主な割当先 東急不動産株式会社

発行価格 4,500円

資本組入額 2,250円

2. 有償第三者割当

主な割当先 株式会社東北銀行

発行価格 4,500円

資本組入額 2,250円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 株式分割(1:10)によるものであります。

5. 有償第三者割当

主な割当先 東急不動産株式会社

発行価格 450円

資本組入額 225円

6. 有償第三者割当

主な割当先 JXTGエネルギー株式会社(現ENEOS株式会社)

発行価格 450円

資本組入額 225円

7. 有償第三者割当
 主な割当先 関西電力株式会社
 発行価格 450円
 資本組入額 225円
8. 新株予約権の行使による増加であります。
9. 新株予約権の行使による増加であります。
10. 新株予約権の行使による増加であります。
11. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
 発行価格 1,800円
 引受価額 1,663.67円
 資本組入額 831.835円
 払込金総額 4,325,542千円
12. 新株予約権の行使による増加であります。
13. 有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）
 割当価格 1,663.67円
 資本組入額 831.835円
 割当先 SMBC日興証券株式会社
14. 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2022年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	9	21	40	25	18	2,554	2,667	-
所有株式数 (単元)	-	31,469	1,361	202,918	23,505	3,035	26,444	288,732	3,590
所有株式数 の割合 (%)	-	10.90	0.47	70.28	8.14	1.05	9.16	100.00	-

(注)最近日現在の「所有者別状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、基準日（2022年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

(5)【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数の 割合(%)
株式会社H&Tコーポレーション	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号神谷町MTビル14階	10,640,000	36.85
東急不動産株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目21-1	4,874,000	16.88
ENEOS株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1-2	2,200,000	7.62
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目6-16	2,200,000	7.62
Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	NO. 555 DONG CHUAN ROAD, THE SECOND BUILDING, SUITE 2042, MINHANG DIST. SHANGHAI 200241 P.R. CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5-1)	2,000,000	6.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	1,621,200	5.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	800,400	2.77
眞邊 勝仁	東京都港区	610,000	2.11
ヤン パン (常任代理人 SMBC日興証券株式会社)	SHANGHAI, CHINA (東京都千代田区丸の内一丁目5-1)	296,000	1.03
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3-4	250,000	0.87
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1-1	250,000	0.87
計	-	25,741,600	89.14

(注) 1. 上記株式会社日本カストディ銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,621,200株であります。

2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は315,400株であります。

3. 最近日現在の「大株主の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、基準日(2022年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 （自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式 （自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 28,873,200	288,732	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,590	-	-
発行済株式総数	28,876,790	-	-
総株主の議決権	-	288,732	-

(注)最近日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、基準日（2022年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
最近事業年度における取得自己株式		
最近期間における取得自己株式	38	59,812

(注)最近期間における取得自己株式には2022年12月31日以降の単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他（ ）				
保有自己株式数			38	

(注)保有自己株式数には2022年12月31日以降の単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、創業して間もないことから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、太陽光発電所開発への新規投資資金や他の再生可能エネルギー発電所に関する事業化資金等に充当する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金は中間及び期末配当ができることとしており、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議ではなく、取締役会の決議によって決定します。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。

また、当社グループは、第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者として、法令遵守の監視体制の構築・運用は重要であると考えております。具体的な監視機能としては、法務・総務部及び内部監査室により、業務の監視をするとともに、監査役が独立性を保ち、十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこと、並びにすべてのステークホルダーから信頼を得るため、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、眞邊勝仁（議長）、佐野大祐、牧野達明、齋藤靖之、ヤンパン（社外取締役）、沼野由行（社外取締役）、安田義則（社外取締役）、池内敬（社外取締役）、土田誠行（社外取締役）の取締役9名（うち社外取締役5名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。なお、社外取締役沼野由行及び安田義則を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

b 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。岸本誠之（議長）、芳木亮介（社外監査役）、豊島國史（社外監査役）の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。なお、社外監査役芳木亮介及び豊島國史を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

c 指名報酬委員会

当社は、経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、沼野由行（委員長）、安田義則の独立役員である社外取締役2名、代表取締役社長眞邊勝仁の1名から構成され、常勤監査役岸本誠之がオブザーバとして出席しております。同委員会においては、社外取締役が委員長となり、委員の過半数による決議により意思決定することとして、客観性を図っております。

d 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任され、任期を事業年度の1年としております。各本部の本部長及び副本部長は執行役員となり、現在6名の執行役員が選任されております。各執行役員は、自己が所属する本部の業務執行責任を負うこととし、迅速かつ適正な業務執行を図っております。

e 経営会議

経営会議は、常勤取締役（代表取締役社長を含む。）、「執行役員及び代表取締役社長が必要と認めた者」により構成されております。また、監査役は会議に出席し、意見を述べる体制となっております。経営会議は、原則として毎週開催し、臨時会議は必要に応じて開催し、業務執行上の重要な事項に関して、取締役会の委嘱を受けた事項、経営に関する重要な事項、取締役会に上程すべき事項、代表取締役社長の諮問事項、当社稟議規程に定められた事項、その他、構成メンバーが必要と認めた事項について審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

f リスク・コンプライアンス委員会

当社では、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、各本部長、法務・総務部長、社長室長、その他委員長が指名した者で構成され、委員長は代表取締役社長がこれにあたり、業務を遂行しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、次の項目に関して決議を行います。

1. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善に係る重要な方針の策定に関すること
2. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善のための啓発に関すること
3. コンプライアンス違反を含むリスク顕在化への対応等
4. リスク顕在化という事態に対する初動調査及び実態解明を通じて発見された内部統制上の問題点の要因分析と再発防止策の策定に関すること
5. その他リスク・コンプライアンス委員が必要と判断する事項

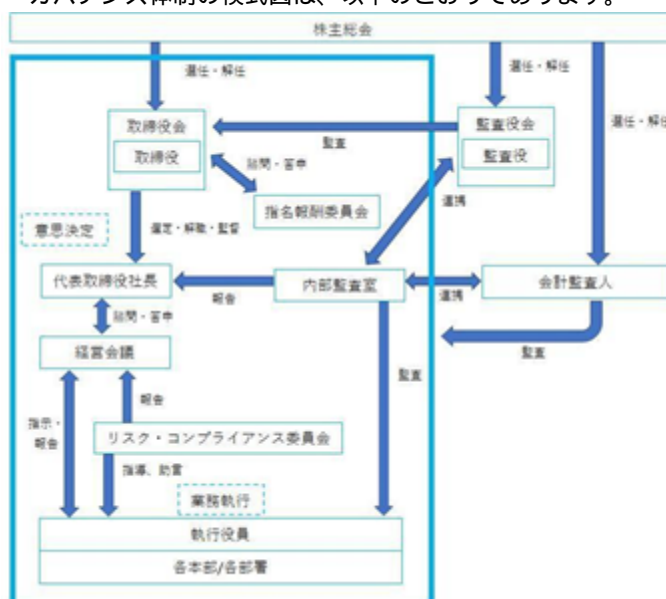
リスク・コンプライアンス委員会は四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催されます。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を制定し、運用しております。

当該体制を採用する理由

当社は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上のためには、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社が当社にふさわしい体制であると判断しております。

当社では、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からのチェック体制を強化するため、その過半数（3名中2名）を独立社外監査役で構成する監査役会により取締役の職務執行を監査するとともに、取締役の過半数（9名中5名）を社外取締役とすることにより取締役会の監督機能の実効性を図っております。また、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問機関として、独立役員である社外取締役を委員長とする「指名報酬委員会」を設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底をはかり、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、法令等の遵守状況及び内部統制機能の有効性を確認するため、監査役及び内部監査室が役職員の業務執行状況を監視し、必要な監査を実施しております。

1．当社グループの取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役職員を対象とした「行動規範」を定め、コンプライアンス体制の基盤としており、当社グループの取締役はその率先垂範となり、社員に対して周知徹底を図る。

当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査役会の監査という組織体制の下で、取締役の職務執行の適法性を確保する。

当社は、法務・総務部を設置し、法令違反及びその他のコンプライアンス違反行為が生じないよう、あるいは生じた場合に速やかに対応できるよう、当社のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。

当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を定め、役職員が遵守すべき法令及びコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス意識を向上させる。

当社は、役職員の法令及び定款違反行為の未然予防ならびに早期発見のために内部通報体制を整備及び運用し、役職員の法令及び定款違反等の重要な問題については、懲罰委員会を開催し、「就業規則」に従い適正に処分を決定する。

当社グループは、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度をもって対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な管理体制の基盤としており、当社の取締役は、社員に対して情報資産管理の重要性について理解を得られるよう周知徹底を図る。

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体（データ）に記録し、定められた期間、取締役が閲覧可能な状態で適切に保存・管理する。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務・総務部を設置し、企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・分析・評価し、対応することを定めた「リスク管理規程」及びその他個別リスクに係る規程等に従い、リスク管理体制を整備・構築する。

当社は、「子会社管理規程」を定め、当社グループの企業活動上で認識しうるリスクを収集し、分析・評価できるリスク管理体制を整備・構築する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として月1回実施し、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、取締役の間で職務執行の状況を監督するとともに意思の疎通を図り、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行について、当社の「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い、役割、責任及び業務手続きを明確にしておき、必要に応じて見直しを図る。

当社は、社内取締役及び執行役員等から構成される経営会議を定期的実施し、取締役会付議事項及び業務執行上の重要な事項等の審議・諮問を行う。

5．当社グループの業務の適正を確保するための体制及び当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループは、「行動規範」等のポリシーを定め、当社グループに適用させ、業務の適正を確保する体制の基盤としたうえで、当社グループ各社が諸規程を制定及び改定する。

「子会社管理規程」に従い、当社グループの業績、財務及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備して管理する。

当社の内部監査室が、「内部監査規程」及び「財務報告に関する内部統制規程」に従い、当社グループの業務監査及び財務報告に係る内部統制システムの有効性評価を行い、業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性ならびに指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、必要がある場合は取締役に通知したうえで、社長室に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
前号により、監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。
7. 当社グループの取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び社員から説明を受けることができるものとする。
当社グループの取締役及び社員は、監査役に対して、法令及び定款の遵守に関する事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに報告する。報告の方法については、会議、面談、電話又は電子メール等により随時報告できる体制を整備する。
監査役へ報告した取締役及び社員が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
8. 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理する。
監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合、独自の外部専門家に相談することが可能であり、その費用は会社が負担する。
9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長及び取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。
監査役は、内部監査室及び会計監査人と情報共有を随時実施し、連携して監査が実効的に行われることを確保する。
10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備及び運用状況を評価し、維持・改善に努める。

責任限定契約

当社と各社外取締役及び各監査役は、職務を行うにあたり、会社法第427条第1項及び定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

役員等のために締結される保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされた場合、当該保険契約により、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等が補償されることとなります。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、取締役の選任決議においては累積投票によらないこととする旨を定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。剰余金の配当等については、これを取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。自己株式の取得については、これを取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催しております。

同委員会の詳細は、「企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」f リスク・コンプライアンス委員会」に記載の通りであります。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程に基づき、子会社管理を担当する部門を明確化し、子会社に対する支援及び指導を徹底しております。また、稟議規程の「（別表）稟議事項」に基づき、子会社の業務執行につき、重要度に応じて、当社の関係部署又は経営会議の審議及び代表取締役社長決裁を受ける体制を整備しております。さらに、監査役は、子会社監査を行い必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査室も、子会社の内部監査を行いその結果を代表取締役社長に報告しており、監査役と内部監査室が連携して子会社の業務の適正を確保しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性-名（役員のうち女性の比率-%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	眞邊 勝仁	1965年12月3日生	1991年1月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2005年3月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社（現パークレイズ証券株式会社）入社 2008年8月 ザイス・ジャパン株式会社代表取締役社長 2012年1月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2019年12月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事 副会長（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事副会長	(注)3	860,000
取締役専務執行役員 管理本部長	佐野 大祐	1965年7月22日生	1989年4月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社 2005年5月 パークレイズ・キャピタル証券株式会社（現パークレイズ証券株式会社）入社 2010年1月 コベントリー・キャピタルジャパン株式会社代表取締役 2011年12月 イーストスプリング・インベストメント株式会社入社 2013年5月 JA三井リース株式会社入社 2014年12月 当社入社 2015年3月 当社執行役員金融事業本部長 2015年6月 当社取締役金融事業本部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員金融事業本部長 2019年9月 当社取締役専務執行役員管理本部長（現任）	(注)3	90,000
取締役常務執行役員 開発本部長	牧野 達明	1963年8月6日生	1989年4月 日本国土開発株式会社入社 2000年11月 株式会社新生銀行入行 2004年8月 株式会社東京スター銀行入行 2006年11月 ドイツ銀行入行 2012年11月 トライフットマネジメント株式会社代表取締役 2016年9月 当社入社 金融事業本部戦略事業部長 2017年4月 当社執行役員金融事業本部戦略事業部長 2017年8月 当社取締役金融事業本部副本部長兼戦略事業部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員開発本部長（現任）	(注)3	40,000
取締役常務執行役員 O&M本部長	齋藤 靖之	1958年1月26日生	1976年4月 東芝電気工事株式会社（現 東芝プラントシステム株式会社）入社 2011年6月 同社産業システム事業部執行役員副事業部長 2012年6月 同社産業システム事業部取締役常務執行役員副事業部長 2013年6月 同社産業システム事業部取締役上席常務執行役員事業部長 2018年3月 当社入社 当社取締役上席執行役員 2019年4月 当社取締役上席執行役員エンジニアリング本部長 2020年4月 当社取締役常務執行役員O&M本部長（現任）	(注)3	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	ヤン パン	1963年7月17日生	1994年7月 コロンビア大学物理学科准教授 2000年10月 RiskMetrics Group, Inc.入社 2002年5月 ZAIS Group Holdings, Inc.入社 2007年2月 ZAIS Solution Shanghai Co., Ltd. 代表取締役会長 2011年2月 Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO(現任) 2014年8月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) Shanghai Alliance Financial Services Co.,Ltd. CEO	(注)3	296,000
取締役	沼野 由行	1964年11月21日生	1988年4月 野村證券株式会社入社 2007年4月 同社英国現地法人(ノムラ・インター ナショナルplc)欧州投資銀行部門共 同部門長 2010年3月 野村證券株式会社産業戦略開発部長 2012年4月 野村ホールディングス株式会社ASEAN 室長 2013年4月 フロンティア・マネジメント株式会社 専務執行役員 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年3月 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 (現任) 2019年4月 グローウィン・パートナーズ株式会社 上席顧問(現任) (重要な兼職の状況) 虎ノ門企業情報株式会社代表取締役 グローウィン・パートナーズ株式会社上席顧問	(注)3	10,000
取締役	安田 義則	1951年8月26日生	1975年4月 農林中央金庫入庫 2003年6月 同庫常務理事 2006年6月 農中信託銀行株式会社代表取締役社長 就任 2010年6月 JA三井リース株式会社代表取締役社長 執行役員 2015年6月 同社取締役会長就任 2016年6月 同社顧問 2018年3月 当社取締役就任(現任)	(注)3	10,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	池内 敬	1965年2月15日生	1989年4月 東急不動産株式会社入社 2016年4月 同社執行役員都市事業ユニット投資マネジメント事業本部長 2018年4月 仙台国際空港株式会社社外取締役（現任） 2019年4月 東急不動産株式会社常務執行役員都市事業ユニット長兼インフラ・インダストリー事業本部長 2020年4月 同社取締役常務執行役員都市事業ユニット長 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会理事（現任） 2021年4月 東急不動産株式会社取締役常務執行役員戦略事業ユニット長（現任） 2021年6月 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任） 2022年4月 東急不動産株式会社取締役専務執行役員戦略事業ユニット長（現任） 東急不動産ホールディングス株式会社執行役員（現任） 2022年6月 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事（現任） （重要な兼職の状況） 東急不動産株式会社取締役 仙台国際空港株式会社社外取締役 一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会代表理事 一般社団法人再生可能エネルギー地域活性協会代表理事	(注) 3	-
取締役	土田 誠行	1962年9月3日生	1986年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 新生銀行）入行 2001年11月 農林中央金庫入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行入行 同社執行役員投資銀行部門兼事業法人部門副本部長 2009年1月 同社執行役員経営企画所管 2009年10月 株式会社産業革新機構入社 執行役員 2013年6月 同社専務執行役員 2015年7月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル専務理事 2016年6月 株式会社産業革新機構専務取締役 2018年9月 株式会社INCJ専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム入社 常務執行役員（現任） 2022年3月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	-
常勤監査役	岸本 誠之	1960年8月9日生	1983年4月 農林中央金庫入庫 1993年7月 農中証券株式会社出向 2009年1月 農中信託銀行株式会社出向 2013年4月 JA三井リース株式会社入社 2018年8月 当社入社内部監査室担当室長 2018年9月 当社監査役就任（現任） 2019年3月 アールジェイ・インベストメント株式会社監査役（現任）	(注) 4	19,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	芳木 亮介	1974年 4月25日生	2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年10月 GCA株式会社入社 2009年 3月 清和監査法人入所 2013年 2月 Y Plus Advisory株式会社 代表取締役就任（現任） 2013年 7月 芳木公認会計士事務所代表（現任） 2015年 1月 株式会社メディアサポート 監査役 2015年 6月 東京ボード工業株式会社監査役就任（現任） 2015年 6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	-
監査役	豊島 國史	1977年 7月14日生	2006年10月 柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所 2009年 7月 野村総合法律事務所入所 2015年 6月 当社監査役就任（現任） 2015年 8月 豊島総合法律事務所代表（現任）	(注) 4	-
計					1,110,300

- (注) 1. 取締役ヤン パン、沼野由行、安田義則、池内敬及び土田誠行は、社外取締役であります。
2. 監査役芳木亮介及び豊島國史は、社外監査役であります。
3. 2022年 3月 3 日開催の定時株主総会の終結の時から、選任後 1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2021年 9月 8 日開催の臨時株主総会の終結の時から、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

社外役員の状況

当社は、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的として、社外取締役及び社外監査役が、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づいて、経営に対する客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

当社は、取締役 9名のうち社外取締役を 5名、監査役 3名のうち社外監査役を 2名選任しております。

(1) 社外役員が企業統治において果たすべき機能及び役割

社外取締役ヤン パンは、会社経営者としての幅広い見識を有し、創業時から経営や事業に係るアドバイスを受けております。創業時から当社を熟知した高い知見に基づき、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役沼野由行は、金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を有しております。独立した立場から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役安田義則は、金融機関におけるトップとしての高度な知見と幅広い見識を有しております。独立した立場から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役池内敬は、当社の事業戦略上の重要なパートナーである東急不動産株式会社において、再生可能エネルギー分野を含む戦略事業の責任者を務めております。経営全般並びに不動産及びインフラストラクチャー事業に関する専門的な視点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外取締役土田誠行は、大手金融機関の経営陣を歴任し、国内外の投融資及び事業再編等に携わってまいりました。さらに、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の専務理事を歴任しており、当社が今後必要とされるスタートアップ企業との協業などに対しても、支援がいただけるものと期待しております。同氏の豊富な経験と幅広い見識に基づき、投融資の専門家としての広範な視点から、取締役等の職務執行を監督していただくことにより、取締役会の機能強化と適切な意思決定の実現に貢献いただけるものと判断しております。

社外監査役芳木亮介は、公認会計士の資格を有し、専門的な知識や経験を活かして当社の監査役として、独立した立場から、取締役の職務執行の監査や取締役会での助言をいただけるものと判断しております。

社外監査役豊島國史は、弁護士資格を有し、資本市場の求めるガバナンス体制や経営管理体制に精通しており、独立した立場から、当社の経営執行状況を監査いただけるものと判断しております。

(2)当社と社外役員との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係

社外取締役ヤン パンは、当社の株主であるShanghai Alliance Financial Services Co., Ltd. のCEOであり、同社は当社と取引関係があります。また、ヤン パンは当社株式を296,000株、新株予約権を500,000株相当保有しており、Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd.は当社株式を2,000,000株保有しております。その他、当社とヤン パンとの間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役沼野由行は、虎ノ門企業情報株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、沼野由行は当社株式を10,000株、新株予約権を6,000株相当保有しております。その他、当社と沼野由行との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役安田義則は、当社株式を10,000株、新株予約権を12,000株相当保有しております。その他、当社と安田義則との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役池内敬は、東急不動産株式会社の取締役専務執行役員戦略事業ユニット長であります。東急不動産株式会社は当社の株主であり、取引関係があります。その他、当社と池内敬との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外取締役社土田誠行は、株式会社日本共創プラットフォームの常務執行役員であります。その他、当社と土田誠行との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役芳木亮介は、Y Plus Advisory株式会社の代表取締役、芳木公認会計士事務所代表及び東京ボード工業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。その他、当社と芳木亮介との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

社外監査役豊島國史は、豊島総合法律事務所弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。その他、当社と豊島國史との間には、人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係について、開示すべき関係はありません。

なお、当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役については、経営戦略及びコンプライアンス、ガバナンス等の多様な事項につき、豊富な実務・経験に基づく提言・助言をいただいております。社外監査役については、監査の方法その他監査役の職務の執行及びコンプライアンス、ガバナンスに係る事項につき、独立的立場から、適切な提言・助言をいただいております。

なお、社外取締役と監査役会は意見交換や情報共有を行い、適切な意思疎通及び効率的な監督・監査を行っております。また、社外監査役に対しては、必要に応じ、内部監査、監査役監査、会計監査の内容について、適宜情報共有を行っており、監査役会等の場を通じて適宜意見交換を行っております。

（３）【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名（うち２名が社外監査役）の３名により構成されており、監査役は監査役会で決定した監査方針・監査計画に基づき取締役会へ出席して必要に応じて意見を述べると共に、内部統制システムの整備及び運用状況の確認、中期経営計画及び諸施策の実行状況の確認等を行っております。

常勤監査役は、取締役の意思決定及び業務執行の状況について、法令・定款及び経営判断原則に照らし監督を行うとともに、監査役会で定めた監査計画に基づき、内部監査室と連携した現場往査及びヒアリング、重要会議への出席・意見陳述、代表取締役・社外取締役との意見交換、取締役等からの業務報告聴取、重要書類の閲覧等を実施し、監査結果を随時、他の監査役に報告し情報連携に努めております。

監査役会では報告された監査結果を審議し、必要に応じて代表取締役社長又は取締役会へ勧告・助言を行うこととしております。更に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から年間監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受ける他、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に三様監査連絡会を開催し、情報交換や意見交換を行う等、相互連携を図っております。

当社では監査役会を毎月１回定期開催しており、その他必要に応じて臨時監査役会が開催される場合があります。なお、最近事業年度において当社は合計13回の監査役会を開催し、全監査役がすべての監査役会に出席しております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査人３名を配置しております。内部監査人は年間の内部監査計画に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程への準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告するとともに、被監査部署に対しては、その業務活動の改善及び適切な運営に資するよう提言等を行っております。また、必要に応じて監査役会及び会計監査人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

６年

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田亮一 佐々木浩一郎

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士６名、会計士試験合格者２名及びその他14名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたっては、その実績、独立性、効率性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、判断いたします。EY新日本有限責任監査法人はその条件を充分備えており、当社の会計監査を適時適切に行うことができるものと判断し選任いたしました。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理体制、職務遂行状況を踏まえ、総合的に評価しております。当社の監査役は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。

その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	第10期連結会計年度		第11期連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	37	-	58	3
連結子会社	1	-	1	-
計	39	-	60	3

第11期連結会計年度における、当社の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Ernst & Young）にする報酬（a.を除く）

（第10期連結会計年度）

該当事項はありません。

（第11期連結会計年度）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（第10期連結会計年度）

該当事項はありません。

（第11期連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や事業特性に基づく監査公認会計士等の監査計画とその内容及び日数等を勘案、検証し、双方協議の上で、会社法第399条に則り、監査役会の同意を得て、報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社においては、2016年3月28日の定時株主総会及び2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づいて、取締役の報酬額として年額150百万円以内及び監査役の報酬額として年額30百万円以内の報酬枠を設けております。個々の金額につきましては、取締役は報酬枠の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により、監査役は報酬枠の範囲内において、常勤、非常勤の別、職務の分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定されております。また、当社は、業績連動報酬及び非金銭報酬等は採用しておりません。なお、取締役の報酬の決定に際しては、取締役会は指名報酬委員会に諮問し、同委員会で審議しこれを代表取締役眞邊勝仁に答申しております。代表取締役は同委員会で決定した内容を最終決定いたします。代表取締役の権限に裁量はなく、同委員会の客観的な報酬決定に依拠しております。指名報酬委員会は上記の審議と答申のため2021年度において10回、2022年度は8回開催されました。

役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭 報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役(社外取締役を除く。)	58,000	58,000	-	-	-	4
監査役(社外監査役を除く。)	11,400	11,400	-	-	-	1
社外取締役	20,290	20,290	-	-	-	5
社外監査役	6,720	6,720	-	-	-	2

ロ．役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	3	6,000

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	2,000	三重県の地元企業への出資を通じ、三重県でビジネスを拡大するため

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	485,983

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報等

当社は上場株式を保有していないため、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は、2022年3月31日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。
なお、第3四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期レビュー報告書は、2022年11月14日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーへの参加や参考図書の定期購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2, 5 12,060,235	2, 5 18,162,485
売掛金	2 1,114,122	2 1,878,153
営業投資有価証券	1, 2 3,987,074	1, 2 3,287,487
販売用発電所	2, 5 16,511,909	2, 5 56,156,088
仕掛販売用発電所	2, 5 22,345,900	2, 5 19,192,658
未成工事支出金	21,691	50,072
前払費用	2 1,368,349	2 4,026,295
その他	614,577	2 4,845,999
流動資産合計	58,023,861	107,599,241
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	89,323	2 3,623,370
機械装置及び運搬具	5,628	2 990,661
土地	2 1,433,107	2 2,845,300
リース資産	38,733	195,266
その他	82,072	2 152,851
減価償却累計額	95,664	1,129,720
有形固定資産合計	1,553,201	6,677,729
無形固定資産		
のれん	3,682	1,247,164
その他	39,198	657,969
無形固定資産合計	42,880	1,905,133
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,139,953	1, 2 680,258
繰延税金資産	481,471	711,027
その他	2 2,151,531	2,303,734
貸倒引当金	-	111,114
投資その他の資産合計	3,772,956	3,583,906
固定資産合計	5,369,039	12,166,769
資産合計	63,392,900	119,766,011

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	255,092	1,612,415
短期借入金	2, 3 4,398,000	2, 3 3,969,250
1年内償還予定の社債	494,000	194,000
1年内返済予定の長期借入金	2, 3, 4 4,131,235	2, 3, 4 11,376,850
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2, 3, 4, 5 983,950	2, 3, 4, 5 4,596,236
リース債務	5,180	16,638
未払金	764,122	1,392,006
未払法人税等	548,346	364,445
賞与引当金	1,026	-
事業整理損失引当金	-	26,462
その他	1,061,157	748,601
流動負債合計	12,642,111	24,296,907
固定負債		
社債	2,437,293	2,288,000
長期借入金	2, 3, 4 15,961,963	2, 3, 4 28,482,816
ノンリコース長期借入金	2, 3, 4, 5 25,423,919	2, 3, 4, 5 48,497,810
リース債務	7,385	155,588
修繕引当金	-	145,404
その他	604,300	1,801,668
固定負債合計	44,434,861	81,371,287
負債合計	57,076,973	105,668,195
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,109,525	4,273,310
資本剰余金	2,517,968	4,586,753
利益剰余金	1,223,817	1,744,518
株主資本合計	5,851,310	10,604,582
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,702	25,763
その他の包括利益累計額合計	24,702	25,763
非支配株主持分	439,913	3,467,469
純資産合計	6,315,927	14,097,815
負債純資産合計	63,392,900	119,766,011

【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（2022年9月30日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	13,490,050
売掛金及び契約資産	2,285,335
営業投資有価証券	3,282,879
販売用発電所	74,948,210
仕掛販売用発電所	6,131,362
前払費用	3,983,247
その他	3,579,659
流動資産合計	107,700,744
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	3,628,690
機械装置及び運搬具	47,641,958
土地	3,636,014
その他	345,591
減価償却累計額	8,190,544
有形固定資産合計	47,061,710
無形固定資産	
のれん	2,847,563
その他	2,862,491
無形固定資産合計	5,710,055
投資その他の資産	3,673,053
固定資産合計	56,444,819
資産合計	164,145,564
負債の部	
流動負債	
買掛金	222,930
短期借入金	40,631,400
1年内償還予定の社債	146,000
1年内返済予定の長期借入金	13,603,854
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	4,598,492
未払金	7,723,086
未払法人税等	198,613
賞与引当金	119,799
事業整理損失引当金	5,286
その他	875,874
流動負債合計	68,125,338
固定負債	
社債	1,635,000
長期借入金	26,788,606
ノンリコース長期借入金	49,956,592
修繕引当金	100,920
その他	5,132,736
固定負債合計	83,613,855
負債合計	151,739,194

（単位：千円）

当第3四半期連結会計期間
（2022年9月30日）

純資産の部	
株主資本	
資本金	4,624,901
資本剰余金	3,900,880
利益剰余金	475,043
自己株式	59
株主資本合計	9,000,766
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	28,913
その他の包括利益累計額合計	28,913
非支配株主持分	3,376,689
純資産合計	12,406,369
負債純資産合計	164,145,564

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	22,276,045	15,950,856
売上原価	1 17,507,859	9,946,736
売上総利益	4,768,186	6,004,119
販売費及び一般管理費	2 3,094,832	2 3,774,224
営業利益	1,673,354	2,229,894
営業外収益		
受取利息	1,605	18,903
受取配当金	8,041	19,510
受取保険金	15,330	24,505
受取補償金	875	75,157
還付金収入	16,247	32,383
匿名組合投資利益	35,264	33,271
持分法による投資利益	287	368
その他	15,629	18,577
営業外収益合計	93,281	222,677
営業外費用		
支払利息	770,882	1,079,178
支払手数料	260,304	329,688
その他	3,902	52,979
営業外費用合計	1,035,089	1,461,845
経常利益	731,546	990,726
特別利益		
投資有価証券売却益	-	15,345
固定資産売却益	3 24,757	3 114
その他	-	716
特別利益合計	24,757	16,176
特別損失		
固定資産除却損	4 407	4 6,930
関係会社株式評価損	1,230	-
事業整理損	-	6 27,941
減損損失	-	5 8,000
特別損失合計	1,637	42,871
税金等調整前当期純利益	754,665	964,031
法人税、住民税及び事業税	368,191	579,867
法人税等調整額	108,053	202,341
法人税等合計	260,137	377,526
当期純利益	494,527	586,504
非支配株主に帰属する当期純利益	31,743	56,551
親会社株主に帰属する当期純利益	462,784	529,953

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益	494,527	586,504
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,157	1,060
その他の包括利益合計	14,157	11,060
包括利益	498,684	587,565
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	466,941	531,014
非支配株主に係る包括利益	31,743	56,551

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
売上高	12,723,302
売上原価	8,263,162
売上総利益	4,460,140
販売費及び一般管理費	3,432,680
営業利益	1,027,459
営業外収益	
受取利息	1,251
受取配当金	6,753
受取保険金	80,201
受取補償金	567
還付金収入	1
匿名組合投資利益	29,771
持分法による投資利益	363
その他	18,364
営業外収益合計	137,274
営業外費用	
支払利息	1,160,910
支払手数料	973,430
その他	53,726
営業外費用合計	2,188,068
経常利益又は経常損失()	1,023,333
特別利益	
段階取得に係る差益	69,321
事業整理損失引当金戻入額	12,527
特別利益合計	81,848
特別損失	
固定資産除却損	1,469
特別損失合計	1,469
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	942,954
法人税、住民税及び事業税	577,145
法人税等調整額	335,581
法人税等合計	241,564
四半期純利益又は四半期純損失()	1,184,518
非支配株主に帰属する四半期純利益	92,803
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,277,321

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,184,518
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	25,763
為替換算調整勘定	28,913
その他の包括利益合計	3,150
四半期包括利益	1,181,368
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,274,171
非支配株主に係る四半期包括利益	92,803

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,607,975	1,710,291	761,032	4,079,299
当期変動額				
新株の発行	501,550	501,550		1,003,100
親会社株主に帰属する当期純利益			462,784	462,784
連結子会社株式の売却による持分の増減		306,126		306,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	501,550	807,676	462,784	1,772,011
当期末残高	2,109,525	2,517,968	1,223,817	5,851,310

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,545	20,545	461,188	4,561,033
当期変動額				
新株の発行				1,003,100
親会社株主に帰属する当期純利益				462,784
連結子会社株式の売却による持分の増減				306,126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,157	4,157	21,274	17,117
当期変動額合計	4,157	4,157	21,274	1,754,893
当期末残高	24,702	24,702	439,913	6,315,927

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	2,109,525	2,517,968	1,223,817	5,851,310
当期変動額				
新株の発行	2,163,785	2,163,785		4,327,571
親会社株主に帰属する当期純利益			529,953	529,953
連結子会社株式の取得による持分の増減		94,999		94,999
連結除外に伴う利益剰余金増減			9,253	9,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	2,163,785	2,068,785	520,700	4,753,272
当期末残高	4,273,310	4,586,753	1,744,518	10,604,582

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	24,702	24,702	439,913	6,315,927
当期変動額				
新株の発行				4,327,571
親会社株主に帰属する当期純利益				529,953
連結子会社株式の取得による持分の増減				94,999
連結除外に伴う利益剰余金増減				9,253
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,060	1,060	3,027,556	3,028,616
当期変動額合計	1,060	1,060	3,027,556	7,781,888
当期末残高	25,763	25,763	3,467,469	14,097,815

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	754,665	964,031
顧客関連資産償却額	-	45,278
減価償却費	1,308,391	2,177,979
のれん償却額	29,037	40,998
工事費用補填損失引当金の増減額（は減少）	31,100	-
支払利息	770,882	1,079,178
営業投資有価証券の増減額（は増加）	1,103,337	380,553
固定資産売却損益（は益）	24,757	114
売上債権の増減額（は増加）	490,143	757,154
たな卸資産の増減額（は増加）	7,791,840	17,565,103
立替金の増減額（は増加）	34,686	566,269
前渡金の増減額（は増加）	51,501	537,859
前払費用の増減額（は増加）	349,207	97,693
長期前払費用の増減額（は増加）	752,827	65,687
仕入債務の増減額（は減少）	1,353,198	844,137
前受金の増減額（は減少）	118,751	8,548
長期前受収益の増減額（は減少）	45,881	33,123
未収消費税等の増減額（は増加）	1,227,073	1,886,722
未払消費税等の増減額（は減少）	204,622	444,168
未払金の増減額（は減少）	288,000	596,325
長期未払金の増減額（は減少）	-	85,194
その他	207,676	341,394
小計	6,024,160	16,834,174
利息及び配当金の受取額	9,643	71,014
利息の支払額	736,271	1,085,378
法人税等の支払額	205,873	809,111
法人税等の還付額	227,092	50,375
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,729,569	18,607,274
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	63,450	131,650
定期預金の払戻による収入	63,000	133,000
有形固定資産の取得による支出	45,846	1,364,979
有形固定資産の売却による収入	110,363	-
無形固定資産の取得による支出	17,477	92,140
無形固定資産の売却による収入	-	739
投資有価証券の取得による支出	104,800	112,897
投資有価証券の売却による収入	-	481,145
投資有価証券の償還による収入	136,382	95,693
敷金及び保証金の差入による支出	384,242	33,493
敷金及び保証金の回収による収入	1,055	306,270
関係会社の清算による収入	-	5,316
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による支出	² 1,018,069	² 3,846,908
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の取得による収入	-	² 16,659
連結の範囲の変更を伴う子会社株式等の売却による収入	-	³ 518,774
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,323,085	4,024,468

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）	当連結会計年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	260,740	653,750
長期借入れによる収入	20,919,800	42,058,771
長期借入金の返済による支出	14,093,845	16,012,231
社債の発行による収入	100,000	1,200,000
社債の償還による支出	597,206	1,649,293
株式の発行による収入	1,003,100	4,327,571
リース債務の返済による支出	8,192	11,773
非支配株主への払戻による支出	106,106	421,363
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式等の取得による支出	-	95,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式等の売却による収入	494,320	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,972,609	28,742,931
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	80,045	6,111,188
現金及び現金同等物の期首残高	12,205,990	12,056,085
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	69,860	7,587
現金及び現金同等物の期末残高	12,056,085	18,159,685

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

合同会社RJエネルギー新潟阿賀野他4社は新たに匿名組合出資持分の取得等により連結の範囲に含め、合同会社アールジェイ2号他2社は重要性が乏しくなったこと等に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

合同会社RJプラタナスGP

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

主要な持分法適用の関連会社の名称

ルーフエナジー匿名組合事業

持分法適用の関連会社でありました吉高鈴ヶ沢匿名組合事業他2社は、当連結会計年度において、匿名組合出資持分の追加取得により、連結子会社となったこと等に伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（合同会社RJプラタナスGP、他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による、原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による、原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、連結子会社の有形固定資産のうち一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～57年

機械装置及び運搬具 2年～22年

その他 2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

のれん 20年の定額法により償却しております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間(10年～17年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理による損失に備えるため、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

修繕引当金

定期修繕費用の支出に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

EPC工事に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる重要な工事は工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）、その他の工事は工事完成基準を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によりしております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によりしております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によりしております。

支払利息の取得原価への算入に関する注記

再生可能エネルギー事業に要した借入金に対する開発期間中の支払利息を、たな卸資産の取得原価に算入しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 711,027千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。

課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社投資に係る取得原価の決定・評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当社は当連結会計年度において、赤芝水力発電株式会社の発行済株式の95%を3,292,657千円で取得し、連結子会社としております。赤芝水力発電株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の金額は当連結会計年度末時点において以下のとおりとなります。

のれん	1,022,893千円
無形固定資産その他（顧客関連資産）	543,519千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

のれんは事業計画に基づく将来キャッシュ・フローから算定される投資価額とそれに対応する時価純資産の差額であり、20年間で均等償却をしております。

顧客関連資産は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローに基づき算定され、10年間で均等償却をしております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、長期修繕計画を主要な仮定としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

売上高等の実績が事業計画と大幅に乖離する場合には減損の兆候を把握し、将来損益計画などを考慮した結果、減損損失として認識する可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年12月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年12月期の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用します。当該期首利益剰余金に与える影響は現時点で未定であります。

（時価の算定に関する会計基準等）

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受金」、「固定負債」の「長期前受収益」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「前受金」に表示していた88千円、「固定負債」の「長期前受収益」に表示していた594,118千円は、「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた16,505千円は、「受取補償金」875千円、「その他」15,629千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前渡金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた259,178千円は、「前渡金の増減額」51,501千円、「その他」207,676千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響について)

新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束の兆しが見えません。そのような状況下で、当社グループの太陽光発電事業につきましては、現時点において、運転開始している発電所は安定的に稼働し、開発中の発電所につきましても運転開始時期の遅れ等はなく、足もとの業績への影響は小さいと考えております。一方で中長期的な影響につきましては、今後の感染症の動向、建設中の発電所におけるサプライチェーンへの影響、卸電力市場価格や金融市場の動向等について、引き続き注視する必要があります。

このような状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響はないと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の判断を行っております。

(保有目的の変更)

保有目的の変更により販売用発電所及び仕掛販売用発電所から有形固定資産へ210,507千円を振り替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
営業投資有価証券(出資金)	1,917,333千円	1,807,256千円
営業投資有価証券(社債)	155,000	155,000
投資有価証券(株式)	4,600	-
投資有価証券(出資金)	101,891	3,259

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
現金及び預金	96,245千円	1,139,629千円
売掛金	153,531	385,377
営業投資有価証券	3,234,555	2,628,084
前払費用(工事負担金)	866,856	3,254,887
販売用発電所	15,698,555	54,422,383
仕掛販売用発電所	17,526,384	11,466,856
その他(流動資産)	-	2,310
建物及び構築物	-	835,422
機械装置及び運搬具	-	962,281
その他(その他有形固定資産)	-	19,702
土地	242,000	1,434,114
投資有価証券	-	305,495
その他(投資その他の資産)	6,355	-
計	37,824,485	76,856,545

物上保証の内訳

上記の他、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の金融機関からの借入金について、物上保証を行っております。担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
売掛金	241,956千円	319,956千円
計	241,956	319,956

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
短期借入金	1,780,000千円	2,012,250千円
1年内返済予定の長期借入金	1,271,401	9,046,698
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	983,950	4,596,236
長期借入金	11,609,791	25,247,953
ノンリコース長期借入金	25,423,919	48,497,810
計	41,069,061	89,400,949

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	47,242,606千円	73,297,582千円
借入実行残高	34,755,806	66,718,582
差引額	12,486,800	6,579,000

4 財務制限条項

当社及び連結子会社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びDSCRにかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当連結会計年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	310,965千円	340,493千円
1年内返済予定のノンリコース長期借入金	983,950	-
長期借入金	8,360,909	7,737,908
ノンリコース長期借入金	25,423,919	-
計	35,079,743	8,078,401

5 ノンリコース債務

ノンリコース債務に対応する資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
現金及び預金	2,679,777千円	5,248,923千円
販売用発電所	13,634,327	44,133,070
仕掛販売用発電所	14,209,765	10,624,121
資産その他	1,482,864	7,011,214
計	32,006,734	67,017,330

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
	141,203千円	-千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	1,246,266千円	1,544,677千円
退職給付費用	33,868	45,444
賞与引当金繰入額	151	-

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
機械装置及び運搬具	24,757千円	-千円
ソフトウェア	-	114
計	24,757	114

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
建物及び構築物	275千円	668千円
機械装置及び運搬具	72	-
その他(工具、器具及び備品)	59	661
ソフトウェア	-	5,600
計	407	6,930

5 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
中国・四国地方	遊休資産	土地

当社グループは、原則として、事業用資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

土地の価格調査実施にともない、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,000千円)として特別損失に計上しました。その内訳は、土地8,000千円であります。当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基に算定しております。

6 事業整理損

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理を実質決定したことに伴う損失額（27,941千円）を事業整理損として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）	当連結会計年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	5,991千円	1,528千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	5,991	1,528
税効果額	1,834	468
その他有価証券評価差額金	4,157	1,060
その他の包括利益合計	4,157	1,060

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株） （注）1.2.	23,112,000	2,700,000	-	25,812,000

（注）1. 2020年7月31日付第三者割当により、2,200,000株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、500,000株増加しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株） （注）1.2.	25,812,000	2,608,910	-	28,420,910

（注）1. 当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。上場にあたり、2021年12月21日を払込期日とする公募増資により、2,600,000株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、8,910株増加しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	12,060,235千円	18,162,485千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,150	2,800
現金及び現金同等物	12,056,085	18,159,685

2 株式等の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

出資持分の取得により一関大東匿名組合事業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	8,715,074千円
固定資産	143,855
流動負債	502,929
固定負債	6,581,000
小計	1,775,000
支配獲得時までの取得価額	180,000
支配獲得時までの持分法評価額	42,392
段階取得に係る差益	42,392
出資持分の取得価額	1,595,000
現金及び現金同等物	1,611,659
差引:取得による収入	16,659

出資持分の取得により吉高鈴ヶ沢匿名組合事業を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	2,004,624千円
固定資産	65,548
流動負債	81,023
固定負債	1,401,152
非支配株主持分	224,605
小計	363,391
支配獲得時までの取得価額	137,907
段階取得に係る差益	91,884
出資持分の取得価額	133,600
現金及び現金同等物	119,650
差引:取得による支出	13,949

出資持分の取得により合同会社R J エネルギー新潟阿賀野を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	22,172,194千円
のれん	215,608
流動負債	1,400,041
固定負債	14,766,218
非支配株主持分	3,039,337
出資持分の取得価額	3,182,206
現金及び現金同等物	2,440,031
差引:取得による支出	742,174

株式の取得により赤芝水力発電株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の取得価額と同社取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	494,696千円
固定資産	4,208,628
のれん	1,062,746
流動負債	115,482
固定負債	2,246,435
非支配株主持分	111,495
出資持分の取得価額	3,292,657
現金及び現金同等物	476,260
差引：取得による支出	2,816,397

なお、株式等の取得により新たに連結子会社となったその他の会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 株式等の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

出資持分の売却により京都南丹匿名組合事業が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに同社出資持分の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	4,717,140千円
固定資産	46,956
流動負債	264,030
固定負債	4,613,593
出資持分売却益	814,566
出資持分の売却価額	701,040
現金及び現金同等物	182,265
差引：売却による収入	518,774

（リース取引関係）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、太陽光発電設備（機械装置）であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
1年以内	3,234,361	3,973,186
1年超	20,553,206	23,252,270
合計	23,787,567	27,225,456

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入、社債発行及び匿名組合出資）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、主として未上場企業の株式及び出資金を投資対象としたものであります。これらの資産は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと規制等の状況変化等の外的なリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項（6）重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、経理規程に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前連結会計年度(2020年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	12,060,235	12,060,235	-
(2) 営業投資有価証券	155,000	155,000	-
(3) 投資有価証券	224,128	224,128	-
資産計	12,439,363	12,439,363	-
(1) 短期借入金	4,398,000	4,398,000	-
(2) 社債(1)	2,931,293	3,162,455	231,162
(3) 長期借入金(1)	20,093,198	20,138,845	45,646
(4) ノンリコース長期借入金 (1)	26,407,869	26,524,870	117,000
負債計	53,830,362	54,224,171	393,809
デリバティブ取引(2)	-	-	-

(1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	18,162,485	18,162,485	-
(2) 営業投資有価証券	155,000	155,000	-
(3) 投資有価証券	321,912	321,912	-
資産計	18,639,397	18,639,397	-
(1) 短期借入金	3,969,250	3,969,250	-
(2) 社債(1)	2,482,000	2,556,265	74,265
(3) 長期借入金(1)	39,859,666	41,021,908	1,162,242
(4) ノンリコース長期借入金 (1)	53,094,047	53,914,165	820,118
負債計	99,404,963	101,461,589	2,056,625
デリバティブ取引(2)	-	-	-

(1)社債、長期借入金、ノンリコース長期借入金には、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のノンリコース長期借入金を含んでおります。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業投資有価証券

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債、(3) 長期借入金、(4) ノンリコース長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規の社債発行、借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
営業投資有価証券 非上場出資金	3,832,074	3,132,487
投資有価証券 非上場株式	474,400	6,000
非上場出資金	441,425	352,346

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	12,060,235	-	-	-
営業投資有価証券 その他有価証券 社債	155,000	-	-	-
合計	12,215,235	-	-	-

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	18,162,485	-	-	-
営業投資有価証券 その他有価証券 社債	155,000	-	-	-
合計	18,317,485	-	-	-

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,398,000	-	-	-	-	-
社債	494,000	194,000	48,000	-	-	2,195,293
長期借入金	4,131,235	5,911,363	6,718,979	1,555,304	313,620	1,462,697
ノンリコース 長期借入金	983,950	2,594,605	1,425,297	1,440,407	1,459,739	18,503,868
合計	10,007,186	8,699,968	8,192,276	2,995,711	1,773,359	22,161,859

当連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,969,250	-	-	-	-	-
社債	194,000	48,000	1,000,000	-	200,000	1,040,000
長期借入金	11,376,850	15,773,953	6,347,828	786,292	796,476	4,778,265
ノンリコース 長期借入金	4,596,236	3,944,055	2,662,054	2,696,451	2,733,451	36,461,797
合計	20,136,336	19,766,009	10,009,883	3,482,744	3,729,927	42,280,062

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	224,128	188,523	35,604
	小計	224,128	188,523	35,604
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155,000	155,000	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	155,000	155,000	-
合計		379,128	343,523	35,604

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額474,400千円)、非上場出資金(連結貸借対照表計上額4,273,500千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	321,912	284,778	37,133	
	小計	321,912	284,778	37,133
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	155,000	155,000	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	155,000	155,000	-
合計		476,912	439,778	37,133

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額6,000千円)、非上場出資金(連結貸借対照表計上額5,629千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	481,145	15,345	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	481,145	15,345	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金(1年 内返済予定の長期 借入金を含む)	262,600	246,200	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払 固定	長期借入金(1年 内返済予定の長期 借入金を含む)	246,200	229,800	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る退職給付費用は、前連結会計年度33,868千円、当連結会計年度45,444千円となっております。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 社外協力者 1名	当社取締役 4名 当社従業員 42名 社外協力者 1名	当社従業員 36名	当社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,500,000株	普通株式 774,000株	普通株式 427,500株	普通株式 280,500株
付与日	2015年6月30日	2015年12月25日	2016年6月30日	2016年12月31日
権利確定条件	付与日(2015年6月30日)以降権利確定日(2017年6月29日)まで継続して勤務していること。	付与日(2015年12月25日)以降権利確定日(2017年12月22日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年6月30日)以降権利確定日(2018年6月13日)まで継続して勤務していること。	付与日(2016年12月31日)以降権利確定日(2018年12月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2015年6月30日 至 2017年6月29日	自 2015年12月25日 至 2017年12月22日	自 2016年6月30日 至 2018年6月13日	自 2016年12月31日 至 2018年12月31日
権利行使期間	自 2017年6月30日 至 2025年6月28日	自 2017年12月23日 至 2025年12月22日	自 2018年6月14日 至 2026年6月13日	自 2019年1月1日 至 2026年12月11日

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 12名 社外協力者 2名	当社従業員 5名	当社取締役 1名 当社従業員 69名 子会社従業員 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 36名 子会社取締役 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 174,000株	普通株式 57,000株	普通株式 279,600株	普通株式 510,000株
付与日	2017年4月3日	2017年6月1日	2018年7月18日	2020年4月30日
権利確定条件	付与日(2017年4月3日)以降権利確定日(2019年4月3日)まで継続して勤務していること。	付与日(2017年6月1日)以降権利確定日(2019年6月1日)まで継続して勤務していること。	付与日(2018年7月18日)以降権利確定日(2020年7月18日)まで継続して勤務していること。	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。
対象勤務期間	自 2017年4月3日 至 2019年4月3日	自 2017年6月1日 至 2019年6月1日	自 2018年7月18日 至 2020年7月18日	自 2020年4月30日 至 2022年4月30日
権利行使期間	自 2019年4月4日 至 2027年3月26日	自 2019年6月2日 至 2027年3月26日	自 2020年7月19日 至 2028年7月1日	自 2022年5月1日 至 2030年3月27日

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 35,000株	普通株式 20,000株
付与日	2021年1月31日	2021年7月31日
権利確定条件	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。	2022年12月31日に終了する事業年度にかかる連結損益計算書において親会社株主に帰属する当期純利益が20億円以上であること。
対象勤務期間	自 2021年1月31日 至 2023年1月31日	自 2021年7月31日 至 2023年7月31日
権利行使期間	自 2023年2月1日 至 2030年3月27日	自 2023年8月1日 至 2031年3月19日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月22日付株式分割（1株につき1,000株の割合）及び2017年12月8日付株式分割（1株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年12月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

Stock・オプションの数

	第2回Stock・ オプション	第3回Stock・ オプション	第4回Stock・ オプション	第5回Stock・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	750,000	462,000	148,500	138,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	7,920	-	-
失効	-	4,020	12,000	-
未行使残	750,000	450,060	136,500	138,000

	第6回Stock・ オプション	第7回Stock・ オプション	第8回Stock・ オプション	第9回Stock・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	501,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	11,000
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	490,000
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	75,000	12,000	196,500	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	990	-
失効	12,000	-	20,010	-
未行使残	63,000	12,000	175,500	-

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	35,000	20,000
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	35,000	20,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	26.2	200	200	230
行使時平均株価(注2) (円)	-	1,857	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション	第9回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	370	370	450	450
行使時平均株価(注2) (円)	-	-	1,857	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション
権利行使価格(注1) (円)	450	450
行使時平均株価(注2) (円)	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-

(注1) 権利行使価格は、2015年12月22日付株式分割(1株につき1,000株の割合)及び2017年12月8日株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算した1株当たりの金額を記載しております。

(注2) 新規上場日から2021年12月期の末日までの平均株価を行使時平均株価としております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

2015年6月発行の第2回ストック・オプションについては、直近の1株当たり純資産額を基に単価の見積りを行いました。2015年12月発行の第3回及び2016年6月発行の第4回ストック・オプションについては、2015年8月に行われました第三者割当増資での発行価額を基に単価の見積りを行いました。2016年12月発行の第5回ストック・オプション、2017年4月発行の第6回ストック・オプション、2017年6月発行の第7回ストック・オプションについては、類似会社比準法を基に単価の見積りを行いました。2018年7月発行の第8回ストック・オプション及び2020年4月発行の第9回ストック・オプション、2021年1月発行の第10回ストック・オプション、2021年7月発行の第11回ストック・オプションについては、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を基に単価の見積りを行いました。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額を下回るため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	386,182千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	14,394千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,726千円	43,633千円
敷金	7,678	8,487
子会社立替金評価損	144,069	144,069
匿名組合出資金	242,630	342,459
減損損失	20,221	20,221
減価償却超過額	48,438	142,709
土地評価損	36,358	38,808
連結会社間内部利益消去	126,830	243,120
税務上の繰越欠損金(注)1	130,725	210,950
修繕引当金	-	42,711
その他	5,342	40,399
繰延税金資産小計	768,021	1,277,571
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	110,841	180,397
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	164,806	373,897
評価性引当額小計	275,648	554,294
繰延税金資産合計	492,373	723,276
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,902	11,370
連結子会社の時価評価差額	3,682	1,135,979
顧客関連資産	-	878
繰延税金負債合計	14,584	1,148,228
繰延税金資産(負債)の純額	477,788	424,951

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	-	5,321	125,403	130,725
評価性引当額	-	-	-	-	1,524	109,317	110,841
繰延税金資産	-	-	-	-	3,797	16,086	(2)19,883

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金130,725千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産19,883千円を計上しております。当該繰延税金資産19,883千円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高66,228千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2021年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	-	-	-	137	12,302	198,510	210,950
評価性引当額	-	-	-	137	-	180,259	180,397
繰延税金資産	-	-	-	-	12,302	18,251	(2)30,553

(1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2)税務上の繰越欠損金210,950千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産30,553千円を計上しております。当該繰延税金資産30,553千円は、主に連結子会社における税務上の繰越欠損金の残高38,382千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.3
法人税額の特別控除額	-	8.6
段階取得に係る差益	-	4.3
住民税均等割	1.5	1.9
評価性引当額の増減	11.5	21.5
連結子会社の税率差異	11.4	0.2
その他	2.2	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.5	39.2

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 一関大東匿名組合事業

事業の内容 太陽光発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

岩手県一関市大東町にて再生可能エネルギー事業を推進するためであります。

(3) 企業結合日

2021年2月12日（持分取得日）

2021年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 企業結合後の名称

一関大東匿名組合事業

(6) 取得した出資持分比率

企業結合直前に所有していた出資持分比率 12%

企業結合日に追加取得した出資持分比率 88%

取得後の出資持分比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が一関大東匿名組合事業の全持分を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年4月1日から2021年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた一関大東匿名組合事業の企業結合日における時価	180,000千円
企業結合日に取得した一関大東匿名組合事業の出資持分の時価	1,595,000千円
取得原価	1,775,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,715,074千円
固定資産	143,855
資産合計	8,858,929
流動負債	502,929
固定負債	6,581,000
負債合計	7,083,929

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	-千円
営業損失()	22,821
経常損失()	25,644
税金等調整前当期純損失()	25,671
親会社株主に帰属する当期純損失()	25,671
1株当たり当期純損失()	0.99円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 赤芝水力発電株式会社

事業の内容 水力発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

山形県西置賜郡小国町にて再生可能エネルギー事業を推進するためであります。

(3) 企業結合日

2021年2月17日（持分取得日）

2021年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 企業結合後の名称

赤芝水力発電株式会社

(6) 取得した出資持分比率

95%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が赤芝水力発電株式会社の株式の過半を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年4月1日から2021年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	3,292,657千円
取得原価		3,292,657千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス業務に対する報酬等 800千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,062,746千円

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	494,696千円
固定資産	4,208,628
資産合計	4,703,324
流動負債	115,482
固定負債	2,246,435
負債合計	2,361,917

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	171,613千円
営業損失()	37,404
経常損失()	73,950
税金等調整前当期純損失()	74,063
親会社株主に帰属する当期純損失()	109,216
1株当たり当期純損失()	4.22円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 吉高鈴ヶ沢匿名組合事業

事業の内容 太陽光発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

岩手県一関市藤沢町にて再生可能エネルギー事業を推進するためであります。

(3) 企業結合日

2021年2月26日（持分取得日）

2021年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 企業結合後の名称

吉高鈴ヶ沢匿名組合事業

(6) 取得した出資持分比率

企業結合直前に所有していた出資持分比率 39%

企業結合日に追加取得した出資持分比率 23%

取得後の出資持分比率 62%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が吉高鈴ヶ沢匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、持分比率が過半を超えたため、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年4月1日から2021年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた吉高鈴ヶ沢匿名組合事業の企業結合日における時価	229,791千円
企業結合日に取得した吉高鈴ヶ沢匿名組合事業の出資持分の時価	133,600千円
取得原価	363,391千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,004,624千円
固定資産	65,548
資産合計	2,070,172
流動負債	81,023
固定負債	1,401,152
負債合計	1,482,175

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	58,873千円
営業損失()	3,387
経常損失()	2,986
税金等調整前当期純損失()	2,986
親会社株主に帰属する当期純損失()	1,846
1株当たり当期純損失()	0.07円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 R J エネルギー新潟阿賀野匿名組合事業

事業の内容 太陽光発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

新潟県阿賀野市にて再生可能エネルギー事業を推進するためであります。

(3) 企業結合日

2021年5月31日（持分取得日）

2021年6月30日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする持分の取得

(5) 企業結合後の名称

R J エネルギー新潟阿賀野匿名組合事業

(6) 取得した出資持分比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がR J エネルギー新潟阿賀野匿名組合事業の持分の過半を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年7月1日から2021年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金及び預金	3,182,206千円
取得原価	3,182,206千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

215,608千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	22,172,194千円
固定資産	-
資産合計	22,172,194
流動負債	1,400,041
固定負債	14,766,218
負債合計	16,166,260

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	-千円
営業損失()	4,900
経常損失()	19,381
税金等調整前当期純損失()	19,381
親会社株主に帰属する当期純損失()	9,902
1株当たり当期純損失()	0.38円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、鹿児島県南九州市穎娃町その他地域において、太陽光発電事業用の土地を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は33,390千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は91,343千円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	185,941	1,433,107
期中増減額	1,247,166	212,078
期末残高	1,433,107	1,645,185
期末時価	1,868,807	2,044,170

- (注) 1. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、事業用資産からの振替(1,247,166千円)であります。当連結会計年度の主な増加は、事業用資産からの振替(210,507千円)であります。
2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額等(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
合同会社RJソーラー2	11,869,924	再生可能エネルギー事業

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
中部電力ミライズ株式会社	2,067,726	再生可能エネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）（注1）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）（注2）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社	東急不動産株式会社	東京都渋谷区	57,551,699	不動産業	被所有 直接15.88	役員の兼任	子会社株式の売却（注4）	494,320	-	-

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）（注1）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）（注2）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	ルーフエナジー匿名組合事業	東京都港区	4,528,500	発電事業	出資割合 直接 40	匿名組合出資	匿名組合への出資（注4）	1,200,000	-	-

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）（注1）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）（注2）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
関連会社	鹿児島額娃匿名組合事業（注6）	東京都港区	2,724,000	発電事業	出資割合 直接2	匿名組合出資	匿名組合への出資（注4）	953,400	-	-

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）（注1）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）（注2）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他関係会社の子会社	南九州額娃匿名組合（注5）	東京都港区	0	発電事業	出資割合 直接0	匿名組合出資	匿名組合からの払戻（注4）	1,406,218	-	-

(注) 1. 「資本金又は出資金」欄には、株式会社及び合同会社については資本金の額、匿名組合事業については匿名組合出資金の総額を記載しております。

2. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄には、株式会社及び合同会社については議決権の所有割合、匿名組合事業については匿名組合出資金の出資割合を記載しております。

3. 上記(1)～(2)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

4. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 子会社株式の売却については、独立した第三者による株価算定の結果を踏まえ、両者協議の上で決定しております。

(2) 匿名組合への出資及び匿名組合からの払戻については、匿名組合契約書に基づき出資・払戻しております。

5. 南九州顔娃匿名組合事業については、2021年6月30日に匿名組合契約は終了したことにより、当社の関連当事者に該当しないこととなりました。上記取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
 6. 鹿児島顔娃匿名組合事業については、2021年11月5日に売却したことにより、当社の関連当事者に該当しないこととなりました。上記取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	227.65円	374.03円
1株当たり当期純利益	19.20円	20.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	19.28円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社株式は、2021年12月22日東京証券取引所マザーズに上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	462,784	529,953
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	462,784	529,953
普通株式の期中平均株式数(株)	24,097,479	25,890,562
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,602,813
(うち新株予約権(株))	-	(1,602,813)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要	新株予約権8種類(新株 予約権153,375個、普通株式 2,283,000株)。 なお、新株予約権の概要 は「第4 提出会社の状 況、1株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株 予約権54,500個、普通株式 545,000株)。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年11月17日及び2021年12月6日開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年1月24日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)	
発行する株式の種類及び数	: 普通株式	409,200株
割当価格	: 1株につき	1,663.670円
払込金額	: 1株につき	1,462円
資本組入額	: 1株につき	831.835円
割当価格の総額	:	680,773,764円
資本組入額の総額	:	340,386,882円
払込期日	: 2022年1月24日	
割当先	: S M B C日興証券株式会社	
資金の用途	: 更なる再生可能エネルギー事業の拡大に向け、当社が開発する太陽光発電所に対する開発資金及び新規の太陽光発電所取得資金に充当する予定	

(社債の買入消却)

当社は、2022年2月24日開催の取締役会における決議に基づき、当社の連結子会社であるRJグリーンパワー匿名組合事業により発行された第2回無担保普通社債を2022年3月10日に全額買入消却いたしました。その概要は以下のとおりであります。

目的	: 本社債より優位な金利条件での銀行借入を行うこととなったため。	
買入消却額	: 1,073,800千円	
買入価格	: 額面金額100円につき金100円	
社債買入日	: 2022年3月10日	
買入消却資金の調達方法	: 銀行借入	
償還による支払利息の年間減少見込額	: 55,006千円	

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

第2四半期連結会計期間より、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人他1社は新たに持分の過半を取得したこと等により連結の範囲に含めております。

なお、当該連結範囲の変更は、第2四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが見込まれます。影響の概要は、連結貸借対照表の総資産等の増加であります。

当第3四半期連結会計期間より、Rencoba Energias Alternativas,S.L.他1社は新たにに出資持分の全額を取得したこと等により連結の範囲に含めております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる主な変更点として、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗率を見積もり、当該進捗率に基づき一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法を適用いたします。なお、一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用にあたっては、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首において、会計方針の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は7,846千円増加しております。

また、当第3四半期連結累計期間の売上高は39,118千円、売上原価は29,998千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ9,120千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」のうち、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について第1四半期連結会計期間より「契約負債」として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

（四半期連結貸借対照表関係）

該当事項はありません。

（四半期連結損益計算書関係）

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)	
減価償却費	3,987,127千円
のれんの償却額	76,010

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自2022年1月1日 至2022年9月30日)

株主資本の金額の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、当社は、2022年1月24日付けで、SMBC日興証券株式会社からオーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資の払込を受けた結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ340,386千円増加、一方で子会社株式の追加取得により資本剰余金が1,037,463千円減少したことにより、当第3四半期連結会計期間末において、資本金が4,624,901千円、資本剰余金が3,900,880千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、再生可能エネルギー事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Rencoba Energias Alternativas,S.L.

事業の内容 スペイン王国における太陽光発電技術を利用した再生可能エネルギーによる発電に関する事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

スペイン王国における再生可能エネルギー事業を拡大するためであります。

(3) 企業結合日

2022年9月6日(持分取得日)

2022年9月30日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする出資持分の取得

(5) 企業結合後の名称

Rencoba Energias Alternativas,S.L.

(6) 取得した出資持分比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるRJ EURODEVELOPMENT,S.L.がRencoba Energias Alternativas,S.L.の出資持分の全額を取得したことにより、実質的に支配すると認められるためであります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

貸借対照表のみを連結しているため、当第3四半期連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	702,238千円
取得原価		702,238千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 44,935千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

159,433千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間（自2022年1月1日 至2022年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント	
	再生可能エネルギー事業	
売上高		
フロー型収益		349,996
ストック型収益		12,120,387
顧客との契約から生じる収益		12,470,383
その他の収益		252,919
外部顧客への売上高		12,723,302

（注）1．「フロー型収益」は、開発業務、EPC等工事請負および発電所売却による収入であります。

2．「ストック型収益」は、売電事業等、O&M事業およびAM事業による収入であります。

3．「その他の収益」は匿名組合からの分配損益および地代収入等であります。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当第3四半期連結累計期間 （自 2022年1月1日 至 2022年9月30日）
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失（ ）	44円19銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失（ ）（千円）	1,277,321
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失（ ）（千円）	1,277,321
普通株式の期中平均株式数（株）	28,903,773
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額（千円）	-
普通株式増加数（株）	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

（注）1．前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株式が把握できないため記載しておりません。

2．当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
リニューアブル・ジャパン株式会社	第4回無担保普通社債	年月日 2018.5.31	100,000 (100,000)	-	0.8	無担保	年月日 2021.5.31
リニューアブル・ジャパン株式会社	第5回無担保普通社債	2018.6.28	200,000 (200,000)	-	0.4	無担保	2021.6.28
合同会社RJグリーンパワー	第1回無担保普通社債	2019.2.15	1,155,293	-	7.0	無担保	2041.2.20
リニューアブル・ジャパン株式会社	第6回無担保普通社債	2019.5.15	52,000 (32,000)	20,000 (20,000)	0.9	無担保	2022.5.15
リニューアブル・ジャパン株式会社	第8回無担保普通社債	2019.8.29	136,000 (64,000)	72,000 (72,000)	0.02	無担保	2022.8.29
リニューアブル・ジャパン株式会社	第9回無担保普通社債	2019.7.29	80,000 (40,000)	40,000 (40,000)	0.2	無担保	2022.7.29
リニューアブル・ジャパン株式会社	第10回無担保普通社債	2019.10.25	68,000 (32,000)	36,000 (36,000)	0.3	無担保	2022.10.25
合同会社RJグリーンパワー	第2回無担保普通社債	2019.11.29	1,040,000	1,040,000	注2	無担保	2041.2.20
リニューアブル・ジャパン株式会社	第11回無担保普通社債	2020.10.23	100,000 (26,000)	74,000 (26,000)	0.9	無担保	2023.10.23
リニューアブル・ジャパン株式会社	第12回無担保普通社債	2021.9.27	-	200,000	0.6	無担保	2026.9.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第13回無担保普通社債	2021.10.8	-	300,000	0.3	無担保	2024.10.8
リニューアブル・ジャパン株式会社	第14回無担保普通社債	2021.11.25	-	500,000	0.3	無担保	2024.11.25
リニューアブル・ジャパン株式会社	第15回無担保普通社債	2021.12.28	-	200,000	0.6	無担保	2024.12.27
合計	-	-	2,931,293 (494,000)	2,482,000 (194,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 2019年11月29日から2023年5月28日までは年6.5%、2023年5月29日から2028年5月28日までは年7.5%、2028年5月29日から2041年2月20日までは年9.0%

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
194,000	48,000	1,000,000	-	200,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,398,000	3,969,250	1.5	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,131,235	11,376,850	2.1	-
1年以内に返済予定のノンリコース長期借入金	983,950	4,596,236	1.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	5,180	16,638	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	15,961,963	28,482,816	1.8	2023年～ 2041年
ノンリコース長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	25,423,919	48,497,810	1.3	2023年～ 2040年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,385	155,588	-	2022年～ 2033年
合計	50,911,633	97,095,190	-	-

（注）1．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3．長期借入金、ノンリコース長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	15,773,953	6,347,828	786,292	796,476
ノンリコース 長期借入金	3,944,055	2,662,054	2,696,451	2,733,451
リース債務	16,931	15,398	14,870	14,577

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,229,848	7,037,523	11,418,463	15,950,856
税金等調整前四半期(当期)純利益(千円)	388,937	502,707	897,348	964,031
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(千円)	267,487	325,472	566,825	529,953
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	10.36	12.61	21.96	20.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	10.36	2.25	9.35	1.41

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期及び第2四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 6,764,045	1 9,722,283
売掛金	1, 2 492,133	1, 2 913,624
営業投資有価証券	1, 2 10,098,805	1, 2 18,425,067
販売用発電所	1 2,877,582	1 9,023,011
仕掛販売用発電所	1 842,460	1 518,957
貯蔵品	2,006	3,219
未成工事支出金	21,691	50,072
前渡金	74,792	604,332
前払費用	187,434	325,674
立替金	2 287,969	2 878,514
関係会社短期貸付金	-	745,000
その他	2 72,090	2 699,161
貸倒引当金	3,189	-
流動資産合計	21,717,822	41,908,920
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	77,657	153,233
機械及び装置	4,757	24,500
車両運搬具	871	1,227
工具、器具及び備品	74,445	122,194
土地	1 1,433,107	1 2,845,300
リース資産	34,557	34,557
建設仮勘定	-	7,810
減価償却累計額	86,464	118,283
有形固定資産合計	1,538,931	3,070,540
無形固定資産		
商標権	1,618	1,421
ソフトウェア	34,651	65,865
その他	1,550	46,991
無形固定資産合計	37,819	114,278
投資その他の資産		
投資有価証券	997,842	1 633,407
関係会社株式	1 131,866	1 3,406,703
その他の関係会社有価証券	1 1,372,341	1 1,369,553
出資金	35,310	43,381
関係会社長期貸付金	463,000	800,000
長期前払費用	515,987	480,283
繰延税金資産	335,733	479,614
その他	712,183	422,290
投資その他の資産合計	4,564,264	7,635,233
固定資産合計	6,141,016	10,820,052
資産合計	27,858,838	52,728,972

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	105,112	2 43,712
短期借入金	1, 4, 5 4,250,000	1, 4, 5 3,845,250
1年内償還予定の社債	494,000	194,000
1年内返済予定の長期借入金	1, 4, 5 4,065,605	1, 4, 5 11,040,438
リース債務	4,428	2,733
未払金	148,610	2 1,012,688
未払費用	74,428	113,133
未払法人税等	24,703	278,895
前受金	108,088	7,330
預り金	85,012	106,558
前受収益	64,818	80,149
関係会社整理損失引当金	-	404,717
その他	113,553	15,775
流動負債合計	9,538,361	17,145,383
固定負債		
社債	242,000	1,248,000
長期借入金	1, 4, 5 11,015,543	1, 4, 5 22,527,307
リース債務	5,317	1,871
長期前受収益	854,118	804,408
その他	6,500	104,694
固定負債合計	12,123,479	24,686,282
負債合計	21,661,841	41,831,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,109,525	4,273,310
資本剰余金		
資本準備金	2,109,525	4,273,310
資本剰余金合計	2,109,525	4,273,310
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,953,244	2,324,921
利益剰余金合計	1,953,244	2,324,921
株主資本合計	6,172,294	10,871,543
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,702	25,763
評価・換算差額等合計	24,702	25,763
純資産合計	6,196,997	10,897,306
負債純資産合計	27,858,838	52,728,972

【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）	当事業年度 （自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
売上高	1 13,324,831	1 7,055,416
売上原価	1 9,794,311	2,115,443
売上総利益	3,530,520	4,939,973
販売費及び一般管理費	1, 2 2,672,966	1, 2 3,323,507
営業利益	857,554	1,616,466
営業外収益		
受取利息	27,272	51,205
受取配当金	8,034	52,103
受取補償金	158	75,157
匿名組合投資利益	35,264	133,891
その他	4,117	11,451
営業外収益合計	74,847	323,809
営業外費用		
支払利息	393,159	513,167
支払手数料	205,814	232,284
貸倒引当金繰入額	3,189	-
債権放棄損	126,000	-
上場関連費用	-	47,238
その他	1,781	4,740
営業外費用合計	729,945	797,430
経常利益	202,455	1,142,844
特別利益		
関係会社株式売却益	437,526	-
投資有価証券売却益	-	15,345
その他	-	830
特別利益合計	437,526	16,176
特別損失		
関係会社整理損	-	3 418,738
関係会社株式評価損	65,858	-
その他	335	14,930
特別損失合計	66,193	433,668
税引前当期純利益	573,789	725,353
法人税、住民税及び事業税	15,959	498,025
法人税等調整額	23,571	144,349
法人税等合計	7,612	353,676
当期純利益	581,402	371,676

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		2,207	0.0	1,951	0.1
労務費		135,590	1.4	140,999	6.7
外注費		907,485	9.3	842,769	39.8
減価償却費		363,555	3.7	328,062	15.5
販売用発電所売却原価		7,963,600	81.3	293,958	13.9
その他		421,870	4.3	507,703	24.0
当期売上原価		9,794,311	100.0	2,115,443	100.0

個別原価計算を用いて算出しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,607,975	1,607,975	1,607,975	1,371,842	1,371,842	4,587,792
当期変動額						
新株の発行	501,550	501,550	501,550			1,003,100
当期純利益				581,402	581,402	581,402
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	501,550	501,550	501,550	581,402	581,402	1,584,502
当期末残高	2,109,525	2,109,525	2,109,525	1,953,244	1,953,244	6,172,294

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	20,545	20,545	4,608,338
当期変動額			
新株の発行			1,003,100
当期純利益			581,402
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,157	4,157	4,157
当期変動額合計	4,157	4,157	1,588,659
当期末残高	24,702	24,702	6,196,997

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,109,525	2,109,525	2,109,525	1,953,244	1,953,244	6,172,294
当期変動額						
新株の発行	2,163,785	2,163,785	2,163,785			4,327,571
当期純利益				371,676	371,676	371,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	2,163,785	2,163,785	2,163,785	371,676	371,676	4,699,248
当期末残高	4,273,310	4,273,310	4,273,310	2,324,921	2,324,921	10,871,543

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	24,702	24,702	6,196,997
当期変動額			
新株の発行			4,327,571
当期純利益			371,676
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,060	1,060	1,060
当期変動額合計	1,060	1,060	4,700,309
当期末残高	25,763	25,763	10,897,306

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、「投資有価証券」又は「その他の関係会社有価証券」として計上しております。また、連結子会社である匿名組合への出資金については、連結決算日における仮決算を基礎とし、それ以外の匿名組合への出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用発電所、仕掛販売用発電所、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、販売用発電所は、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置	6～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

顧客関連資産 効果の及ぶ期間（14年～17年）に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産 定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社整理損失引当金

関係会社整理による損失に備えるため、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

EPC事業に係る収益及び費用の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる重要な工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事
工事完成基準

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- (2) ヘッジ会計の処理
原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 479,614千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度から、回収可能性を判断したうえで繰延税金資産を計上しております。課税所得に関する見積りは、将来の事業計画に基づき算定しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りにつきましては、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって、当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収可能額の見積りが減少し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 関係会社投資に係る取得原価の決定・評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は当事業年度において、赤芝水力発電株式会社の発行済株式の95%を3,292,657千円で取得しております。

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

赤芝水力発電株式会社の事業計画に基づき算出しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、長期修繕計画を主要な仮定としております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

売上高等の実績が事業計画と大幅に乖離する場合には減損の兆候を把握し、将来損益計画などを考慮した結果、減損損失として認識する可能性があります。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表）

前事業年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた1,047,916千円は、「繰延税金資産」335,733千円、「その他」712,183千円として組み替えております。

（損益計算書）

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4,275千円は、「受取補償金」158千円、「その他」4,117千円として組み替えております。

前事業年度まで独立掲記していた「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「特別損失」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「固定資産除却損」に表示していた335千円は、「特別損失」の「その他」として組み替えております。

（有価証券明細表）

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染拡大の影響について）

新型コロナウイルスの感染拡大は未だ収束の兆しが見えません。そのような状況下で、当社の太陽光発電事業につきましては、現時点において、運転開始している発電所は安定的に稼働し、開発中の発電所につきましても運転開始時期の遅れ等はなく、足もとの業績への影響は小さいと考えております。一方で中長期的な影響につきましては、今後の感染症の動向、建設中の発電所におけるサプライチェーンへの影響、卸電力市場価格や金融市場の動向等について、引き続き注視する必要があります。

このような状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響はないと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の判断を行っております。

（保有目的の変更）

保有目的の変更により販売用発電所から有形固定資産へ210,507千円を振り替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
現金及び預金	56,276千円	127,242千円
売掛金	18,974	66,580
営業投資有価証券	7,167,220	12,864,057
販売用発電所	2,064,228	7,289,307
仕掛販売用発電所	258,698	267,493
土地	242,000	1,434,114
投資有価証券	-	305,495
関係会社株式	-	3,293,457
計	9,807,397	25,647,749

物上保証の内訳

上記の他、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人の金融機関からの借入金について、物上保証を行っております。担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
関係会社株式	113,246千円	113,246千円
その他の関係会社有価証券	1,244,467	1,340,679
計	1,357,713	1,453,925

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期借入金	1,780,000千円	2,012,250千円
1年内返済予定の長期借入金	1,271,401	8,755,905
長期借入金	8,453,791	19,437,244
計	11,505,192	30,205,400

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
短期金銭債権	453,736千円	1,903,057千円
短期金銭債務	-	567

3 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年12月31日)		当事業年度 (2021年12月31日)
合同会社サクシード四日市山田	3,156,000千円	サクシード四日市山田匿名組合事業	3,621,501千円
RJグリーンパワー匿名組合事業	2,195,293	RJグリーンパワー匿名組合事業	1,040,000
えびの匿名組合事業	1,600,000	えびの匿名組合事業	2,480,000
株式会社みらい電力	254,050	株式会社みらい電力	181,018
アールジェイ・インベストメント株式会社	2,818	アールジェイ・インベストメント株式会社	2,067
計	7,208,162	計	7,324,586

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	9,592,000千円	10,745,951千円
借入実行残高	4,075,200	7,970,951
差引額	5,516,800	2,775,000

5 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、当社の財政状態、経営成績にかかる財務制限条項が付されているものは次のとおりであります。なお、当事業年度末において、財務制限条項に抵触している借入金はありません。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	310,965千円	49,700千円
長期借入金	5,204,909	4,407,200
計	5,515,874	4,456,900

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,188,375千円	1,603,734千円
売上原価	2,135	-
販売費及び一般管理費	10,064	67
営業取引以外の取引高	158,437	93,765

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0.0%、当事業年度0.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100.0%、当事業年度99.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給料及び手当	1,117,689千円	1,396,340千円
減価償却費	28,603	37,529
貸倒引当金繰入額	9,993	-
退職給付費用	33,868	43,212

3 関係会社整理損

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社の連結子会社である株式会社みらい電力の事業整理を実質決定したことに伴う損失額を関係会社整理損(関係会社株式評価損14,020千円、関係会社整理損失引当金繰入額404,717千円)として特別損失に計上しております。

（有価証券関係）

前事業年度（2020年12月31日）

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額は関係会社株式131,866千円、その他の関係会社有価証券1,372,341千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（2021年12月31日）

関係会社株式及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額は関係会社株式3,406,703千円、その他の関係会社有価証券1,369,553千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,726千円	40,120千円
関係会社株式評価損	67,072	69,405
敷金	7,678	8,487
子会社立替金評価損	144,069	144,069
匿名組合出資金	242,630	342,459
減損損失	20,221	20,221
減価償却超過額	48,438	140,603
土地評価損	36,358	38,808
関係会社整理損	-	123,943
その他	5,962	3,054
繰延税金資産小計	578,157	931,174
評価性引当額	231,521	439,311
繰延税金資産合計	346,635	491,863
繰延税金負債		
顧客関連資産	-	878
その他有価証券評価差額金	10,902	11,370
繰延税金負債合計	10,902	12,248
繰延税金資産の純額	335,733	479,614

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	40.6	1.8
法人税特別控除	-	11.5
住民税均等割	2.0	2.5
評価性引当額の増減	5.8	28.7
その他	0.5	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.3	48.8

（企業結合等関係）

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略していません。

（重要な後発事象）

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2021年12月22日付で東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしました。この上場にあたり、2021年11月17日及び2021年12月6日開催の取締役会において、SMBC日興証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2022年1月24日に払込が完了いたしました。

募集方法	: 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
発行する株式の種類及び数	: 普通株式 409,200株
割当価格	: 1株につき 1,663,670円
払込金額	: 1株につき 1,462円
資本組入額	: 1株につき 831,835円
割当価格の総額	: 680,773,764円
資本組入額の総額	: 340,386,882円
払込期日	: 2022年1月24日
割当先	: SMBC日興証券株式会社
資金の用途	: 更なる再生可能エネルギー事業の拡大に向け、当社が開発する太陽光発電所に対する開発資金及び新規の太陽光発電所取得資金に充当する予定

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定 資産	建物及び構築物	66,543	76,446	687	5,747	136,555	16,678
	機械及び装置	3,050	19,742	-	1,957	20,836	3,664
	車両運搬具	0	356	-	8	348	879
	工具、器具及び備品	27,424	51,764	661	22,883	55,643	66,550
	土地	1,433,107	1,420,192	8,000 (8,000)	-	2,845,300	-
	リース資産	8,823	-	-	4,776	4,046	30,510
	建設仮勘定	-	7,810	-	-	7,810	-
	計	1,538,950	1,576,312	9,348 (8,000)	35,373	3,070,540	118,283
無形 固定 資産	商標権	1,618	-	-	196	1,421	-
	ソフトウェア	34,651	46,145	6,710	8,220	65,865	-
	その他	1,550	46,650	-	1,208	46,991	-
		計	37,819	92,795	6,710	9,626	114,278

(注) 1. 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物及び構築物の「当期増加額」は主として、本社改修・増床の内装工事によるものです。

工具、器具及び備品の「当期増加額」は主として、ノートPCの購入によるものです。

土地の「当期増加額」は主として、多治見北小木の土地を購入したことによるものです。

ソフトウェアの「当期増加額」は主として、電力監視システム開発によるものです。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで減損損失の計上額です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,189	-	3,189	-
関係会社整理損失 引当金	-	404,717	-	404,717

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

(公開買付けによる資金借入について)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人(以下、「対象者」といいます。)を連結子会社化することを目的として、本公開買付けにより、当社の連結子会社である合同会社アールジェイ7号を公開買付者として、対象者の投資口を取得することを決議し、2022年5月13日から2022年6月23日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。

本公開買付けの結果、当社は2022年6月30日(本公開買付けの決済の開始日)付けで対象者を当社の連結子会社としております。

1. 多額の資金の借入

当社は、2022年6月28日において、本公開買付け等に要する資金として、以下の上限440億円のうち、約186億円の融資を第12期第2四半期連結会計期間に借入実行しました、2022年11月30日現在約430億円の借入を行っており、現在当該借入の社債発行と長期銀行借入での借換えを進めています。

(1) 借入先の名称

野村キャピタル・インベストメント株式会社

(2) 借入総額上限

44,000,000千円

(3) 借入金利

全銀協日本円TIBORに基づく変動金利

(4) 当初借入実行日

2022年6月28日

(5) 返済期限

2023年3月31日

(6) 担保資産

対象者投資口等

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 https://www.rn-j.com/ir/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式については次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から2023年1月27日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

（第11期）（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日） 2022年3月31日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月31日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第12期第1四半期）（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日） 2022年5月13日 関東財務局長に提出。

（第12期第2四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月12日 関東財務局長に提出。

（第12期第3四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年4月4日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2022年6月29日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2022年8月30日に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2022年9月7日に提出。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】**第1【最近の財務諸表】**

該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月31日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 浩一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

赤芝水力発電株式会社の投資に係る取得原価の決定及び評価、のれんの償却期間、取得原価の配分	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は2021年2月17日に赤芝水力発電株式会社（以下、赤芝水力発電）の発行済株式の95%を3,292,657千円で取得しており、また、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、当連結会計年度末に赤芝水力発電に対するのれん1,022,893千円及び顧客関連資産543,519千円を計上しており、連結総資産の1.3%を占めている。</p> <p>また、会社は赤芝水力発電の投資回収期間を総合的に勘案し、当該のれんの償却期間を20年、顧客関連資産の償却期間を10年と決定している。</p> <p>当該投資は、投資額、認識されたのれん及び顧客関連資産の金額的重要性が高く、取得原価の決定及び評価、のれん及び顧客関連資産の償却期間、取得原価の配分に関して経営者による重要な判断を必要とする。</p> <p>特に、取得原価の決定及び評価、のれん及び顧客関連資産の償却期間の決定には事業計画に基づく将来キャッシュ・フローが用いられているが、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、事業計画の主要な仮定である長期修繕計画は経営者による重要な判断及び見積りを伴うものであり、かつ、長期に亘るため、不確実性が高いものと考えられる。</p> <p>以上より、当監査法人は、赤芝水力発電に対する投資に係る取得原価の決定及び評価、のれん及び顧客関連資産の償却期間、取得原価の配分が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、赤芝水力発電に対する投資に係る取得原価の決定及び評価、のれん及び顧客関連資産の償却期間、取得原価の配分について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の取締役会議事録の閲覧及び経営者とのディスカッションにより、赤芝水力発電の買収に至る経緯及び目的を理解した。 ・赤芝水力発電の買収検討時に会社が承認した今後の事業計画の内容を理解し、外部データによる他の水力発電所の稼働期間実績と事業計画期間を比較した。また、会社が実施した投資回収期間の計算過程を理解するとともに計算の正確性を検討した。さらに、事業計画の前提となる長期修繕計画が、外部の専門家が作成した定期修繕の頻度や費用に関する報告書と整合していることを検討した。 ・赤芝水力発電の取得原価の決定及び評価、並びに取得原価の配分にあたって実施した識別可能資産・負債の評価方法について、当監査法人のネットワーク・ファームの評価の専門家を関与させ、評価方法と会計基準との整合性について検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表

に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月31日

リニューアブル・ジャパン株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の取得価額の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の2021年12月31日に終了する事業年度の貸借対照表において、関係会社株式3,406,703千円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、主な内訳は赤芝水力発電株式会社（以下、赤芝水力発電）の発行済株式の95%を3,292,657千円で取得し、総資産の6.2%を占めている。</p> <p>当該投資は、投資額の金額的重要性が高く、取得価額の決定及び評価に関して経営者による重要な判断を必要とする。</p> <p>取得価額の決定及び評価には事業計画に基づく将来キャッシュ・フローが用いられているが、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、事業計画の主要な仮定である長期修繕計画は経営者による重要な判断及び見積りを伴うものであり、かつ、長期に亘るため、不確実性が高いものと考えられる。</p> <p>以上より、当監査法人は、赤芝水力発電に対する投資に係る取得価額の決定及び評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、赤芝水力発電に対する投資に係る取得価額の決定及び評価について、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「赤芝水力発電株式会社の投資に係る取得原価の決定及び評価、のれんの償却期間、取得原価の配分」に記載の監査上の対応を実施した。</p> <p>当該記載内容は、連結財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月14日

リニューアブル・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 浩一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリニューアブル・ジャパン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年7月1日から2022年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年1月1日から2022年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リニューアブル・ジャパン株式会社及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。